

草加市・八潮市広域消防運営計画



平成27年1月30日
草加市及び八潮市消防広域化協議会

はじめに

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たす必要があります。

こうした状況の中、各市においては、自治体消防が発足して以来、変化する都市構造に対応するため消防体制の充実強化に努めてきたところですが、高齢化率の顕著化や地球環境の変化による類例を見ない大規模な気象災害の多発等、消防体制の充実強化の進捗を上回るスピードで災害発生のリスクが高まっています。

安心・安全な街をつくるためには、それぞれの地域における消防体制の充実強化の取組を継続する必要は勿論のこと、近年の災害発生の状況を勘案した場合、自治体の枠を超えた広域的な連携についても検討する必要があるとの考えから、平成25年4月に「草加市及び八潮市消防広域化協議会」を設立し様々な議論を重ねてきました。

この広域消防運営計画は、円滑な広域消防の運営を確保するために必要とされる項目について、消防組織法及び市町村の消防広域化に関する基本指針を踏まえ、両市の合意の下に、広域化を実現させる基本的な計画として位置付け策定したものです。

第1章 現状と課題	1
1 構成市の概要	1
(1) 草加市の概要	1
(2) 八潮市の概要	1
(3) 両市の人口・面積	2
2 両市の消防体制	4
(1) 両市の署所所在地	4
(2) 消防車両等	5
(3) 両市の組織と人員配置	5
(4) 階級別消防職員	6
(5) 年齢別職員構成	6
(6) 両市の消防費決算額の推移	7
(7) 予防体制	7
3 災害出動件数の推移	9
(1) 火災出動件数の推移	9
(2) 救急出動件数の推移	9
(3) 救助出動件数の推移	10
4 消防体制を取り巻く環境の変化と課題	11
(1) 災害や事故の多様化への対応	11
(2) 救急需要への対応	12
(3) 予防体制の充実	14
第2章 消防広域化の効果等	16
1 消防広域化について	16
2 消防広域化によるメリット	17
(1) 現場到着時間の短縮	17
(2) 初動体制の強化	19
(3) 待機部隊の確保	20
(4) 本部管理部門等の統合による現場活動人員の増強	21
(5) 特殊災害への対応	21
(6) 救急業務高度化への対応	22
(7) 人事ローテーションによる組織の活性化	22

(8) 財政負担の軽減	23
3 課題	25
(1) 新たな事務の発生	25
(2) 意思決定の迅速化	25
第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項	26
1 基本的事項	26
(1) 広域化参画自治体	26
(2) 広域化の方式	26
(3) 共同処理事務	27
(4) 広域化のスケジュール	28
2 組織	29
(1) 消防本部の位置	29
(2) 消防本部及び消防署の名称	29
(3) 消防本部及び消防署の組織	30
(4) 消防本部の権限	31
(5) 部隊運用等	31
(6) 指令センター	31
(7) 署所配置	31
(8) 消防署所の管轄区域	32
(9) 勤務形態及び勤務時間	32
(10) 条例定数及び実員数	33
(11) 採用計画	34
(12) 職員配置	34
(13) 議員選挙方法	34
(14) 議員定数	34
(15) 議会運営	35
(16) 監査委員	35
(17) 公平委員会	35
3 人事管理等	36
(1) 任用	36
(2) 給料	36

(3) 諸手当	38
(4) 職名及び階級	40
(5) 教育訓練・研修等	41
(6) 貸与物品	43
4 施設整備	45
(1) 消防施設整備計画	45
(2) 車両更新計画	46
(3) 通信施設	47
(4) 消防水利	48
(5) 電算システム	48
5 財政・財産	49
(1) 財政規模	49
(2) 経費の負担方法	49
(3) 財産の取扱い	53
(4) 債務の取扱い	60
6 消防団との連携確保	61
(1) 消防団との協力体制	61
(2) 消防団との災害時の連携	61
7 防災・国民保護部局との連携確保	62
(1) 平常時における防災部局との連携	62
(2) 災害対策本部との連携	62
8 消防協力団体との連携確保	64
9 補助金	65
消防広域化の検討体制と経過	66
1 検討体制	66
2 検討経過	67
3 消防広域化に向けた今後の予定	68

表紙写真：埼玉県防災航空隊提供
草加駅から八潮市方面を撮影

第1章 現状と課題

1 構成市の概要

(1) 草加市の概要



草加市は、中川、綾瀬川下流域に拓けた東西7.24km、南北7.60km、面積27.42km²の都市です。市内には、中川、綾瀬川のほかに、伝右川、毛長川、葛西用水など大小さまざまな川が流れ、かつては田園地帯が一面に広がりをみせ、水と緑

に恵まれたのどかな風景が見られました。

昭和33年11月1日、県下21番目に市制を施行し、昭和37年、東武伊勢崎線と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや、当時東洋一のマンモス団地といわれた松原団地の造成等を経て、昭和43年には県下8番目の10万都市になりました。東京近郊という立地条件、交通の利便性もあり昭和50年代後半から人口が急激に増加し、平成16年4月には全国40番目の特例市に移行、現在では人口24万5千人を超える都市となっています。



(2) 八潮市の概要



八潮市は、中川低地の南端に位置し、東西5.23km、南北7.45km、面積は18.03km²の都市です。市内には、東を中川、西を綾瀬川、南を堀川の一級河川が流れ、古くから河川の恩恵を受けてきました。

本市は、昔から江戸の穀倉地帯であり、米や野菜の生産を中心とする純農村として栄え、昭和30年代には、首都圏における人口と産業の集中を受けて、市内にも工場や住宅の立地が進み、人口は順調に増加しました。

その後も首都高速道路の開通や区画整理事業による都市基盤の整備、平成17年のつくばエクスプレス八潮駅の開業に伴って平成20年には人口が8万人を突破し、現在では8万5千人を超える都市となっています。



《草加市と八潮市の位置》



(3) 両市の人口・面積

ア 人口の推移と増減率

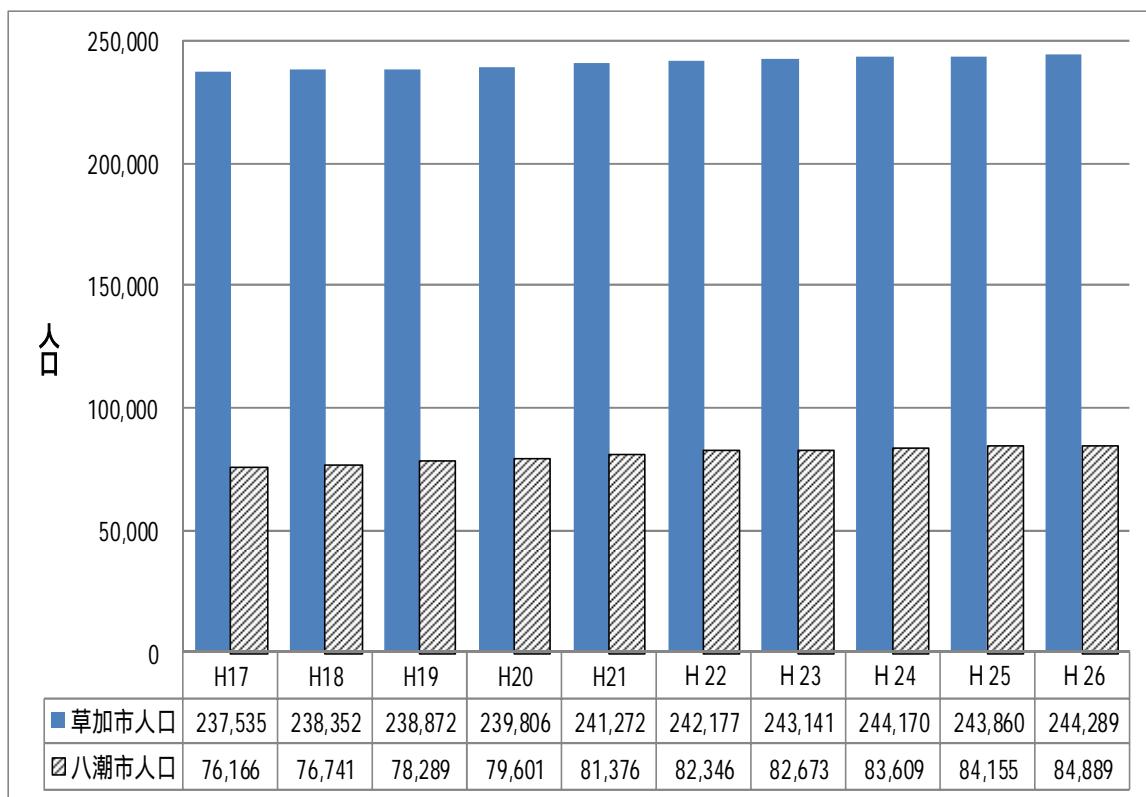
日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じ、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられています。

当地域における人口についても、草加市では、平成29年をピークとして減少に転じ、生産年齢人口と年少人口が減少する一方で、高齢者人口は平成54年まで増加し続け、平成59年には高齢化率が31.9%に達するとの将来推計¹が出されており、高齢化の進行に伴う消防需要が高まるものと考えられます。

さらに、八潮市では、八潮駅周辺の開発が進んでおり、今後人口の増加が想定されており、消防に対する需要も比例して増えるものと考えられます。

¹ 地域経営に係る基礎データ分析～草加市の将来人口・世帯数推計・転出入編～（平成24年8月）
1頁

《草加市と八潮市の人口推移 各年1月1日現在》



イ 面積

	草加市	八潮市
面積	27.42 k m ²	18.03 k m ²
広ぼう	東西 7.24 k m 南北 7.60 k m	東西 5.23 k m 南北 7.45 k m

2 兩市の消防体制

(1) 兩市の署所所在地



施設名称	建築面積	延べ床面積	現庁舎運用開始年月
草加市消防本部(署)	410.91 m ²	1,266.15 m ²	昭和43年10月
草加市消防署 西分署	512.91 m ²	1,098.88 m ²	平成23年4月
草加市消防署 青柳分署	462.15 m ²	729.90 m ²	昭和54年10月
草加市消防署 北分署	502.08 m ²	914.53 m ²	平成11年4月
草加市消防署 谷塚ステーション	175.24 m ²	292.42 m ²	平成24年4月
八潮市消防本部(署)	1,787.78 m ²	3,787.86 m ²	平成21年7月

(2) 消防車両等

平成26年4月1日現在

		消防ポンプ 自動車	救助工作車	はしご車	化学車	指揮車	救急自動車	特殊災害車
草加市	消防署	1	1	1		1	2	
	西分署	2					1	
	青柳分署	1			1		1	1
	北分署	2					2	
	谷塚ステーション	1					1	
八潮市	消防署	3	1	1	1	1	3	
合 計		10	2	2	2	2	10	1

		上記以外の車両(緊急車両のみ)
草加市	消防署	広報車1 調査車1 情報収集用二輪車1
	西分署	高所作業車1 資機材搬送車1
	青柳分署	資機材搬送車1 情報収集用二輪車1
	北分署	資機材搬送車1 情報収集用二輪車1
	谷塚ステーション	
八潮市	消防署	検査車3 作業車1 連絡車1

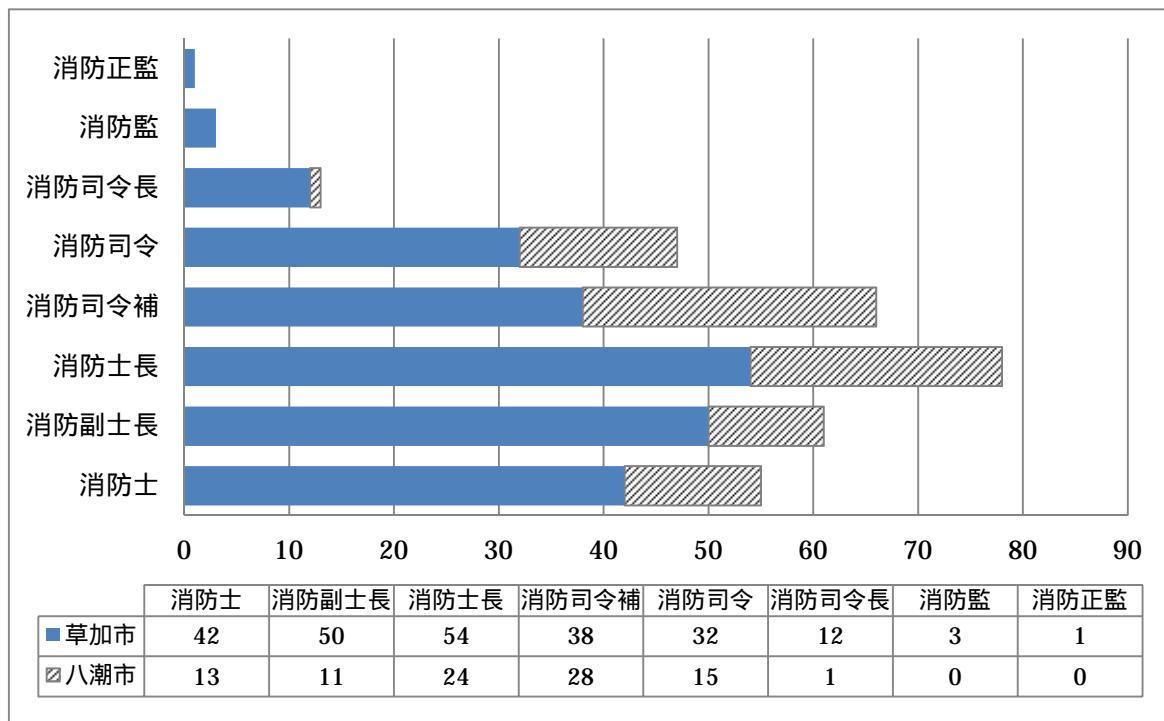
(3) 兩市の組織と人員配置

平成26年4月1日現在

		所属等	配置人数
草加市 (234)	消防本部 (46)	消防長	1
		次長	1
		総務課	12
		予防課	11
		消防防災課	21
			64
	消防署 (188)	西分署	35
		青柳分署	33
		北分署	33
		谷塚ステーション	23
八潮市 (94)	消防本部 (27)	消防長	1
		次長	1
		総務課	4
		予防課	7
		警防課	4(課長1次長兼務)
		指令課	11
	消防署 (67)		67

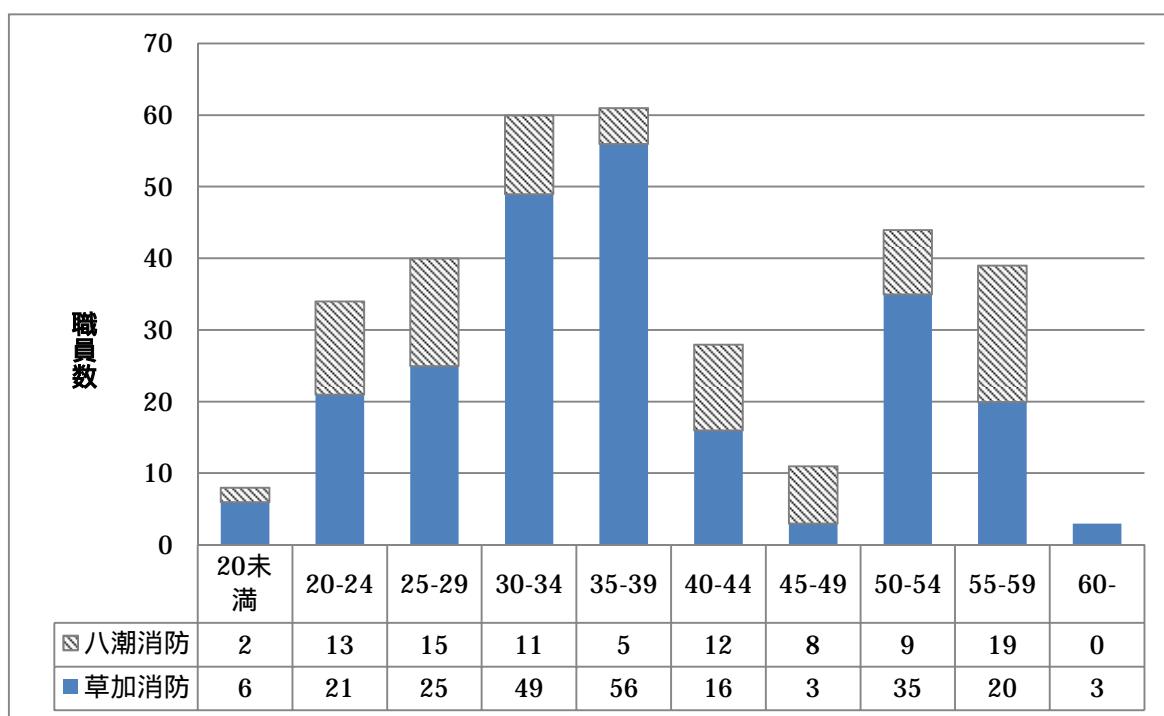
(4) 階級別消防職員

平成26年4月1日現在



(5) 年齢別職員構成

平成26年4月1日現在



(6) 両市の消防費決算額の推移

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
草加市	1,975,262,752	2,157,759,296	2,225,375,520	1,996,487,065	1,943,050,260
八潮市	1,368,404,205	1,042,514,656	995,523,196	956,145,211	928,297,105

(7) 予防体制

火災の発生を未然に防ぐことは消防の最大の責務であることから、建築物や危険物施設の防火体制・消防用設備の審査・立入検査を行っています。

ア 防火対象物数と立入検査回数²

(平成 25 年度中の数値)

防火対象物の区分		草加市		八潮市		合計	
		防火対象物数	立入検査回数	防火対象物数	立入検査回数	防火対象物数	立入検査回数
(一)	イ 劇場等	2	0	0	0	2	0
	口 公会堂等	37	8	19	0	56	8
(二)	イ キャバレー等	0	0	0	0	0	0
	口 遊技場等	19	6	10	1	29	7
(三)	ハ 性風俗特殊営業店舗	0	0	0	0	0	0
	ニ カラオケボックス等	5	1	3	0	8	1
(四)	イ 料理店等	3	0	1	0	4	0
	口 飲食店等	84	19	44	8	128	27
(五)	百貨店等	249	23	104	8	353	31
(六)	イ 旅館等	18	0	5	0	23	0
	口 共同住宅等	3176	24	827	0	4003	24
(七)	イ 病院等	68	9	29	4	97	13
	口 特別養護老人ホーム等	45	37	9	0	54	37
(八)	ハ 老人デイサービスセンター等	54	10	22	4	76	14
	ニ 幼稚園等	27	4	17	1	44	5
(九)	学校	129	24	70	0	199	24
(十)	図書館等	2	0	1	0	3	0
(十一)	イ 特殊浴場	0	0	0	0	0	0
	口 一般浴場	4	0	1	0	5	0
(十二)	停車場等	8	0	1	0	9	0
(十三)	寺社・寺院等	36	0	13	0	49	0
(十四)	イ 工場等	696	0	730	1	1426	1
	口 スタジオ	0	0	0	0	0	0
(十五)	イ 駐車場等	58	0	14	0	72	0
	口 航空機格納庫	0	0	0	0	0	0
(十六)	倉庫	596	0	521	0	1117	0
(十七)	事務所等	381	0	149	0	530	0
(十八)	イ 特定複合用途防火対象物	703	18	155	7	858	25
	口 非特定複合用途防火対象物	318	0	43	0	361	0
(十九)	地下街	0	0	0	0	0	0
(二十)	準地下街	0	0	0	0	0	0
(二十一)	文化財	0	0	2	0	2	0
(二十二)	アーケード	0	0	0	0	0	0
(二十三)	山林	0	0	0	0	0	0
合計		6718	183	2790	34	9508	217

² 「防火対象物実態等調査」の数値を抜粋。防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一の区分であり、施設の名称はその例示である。

イ 危険物施設数

(平成25年度)

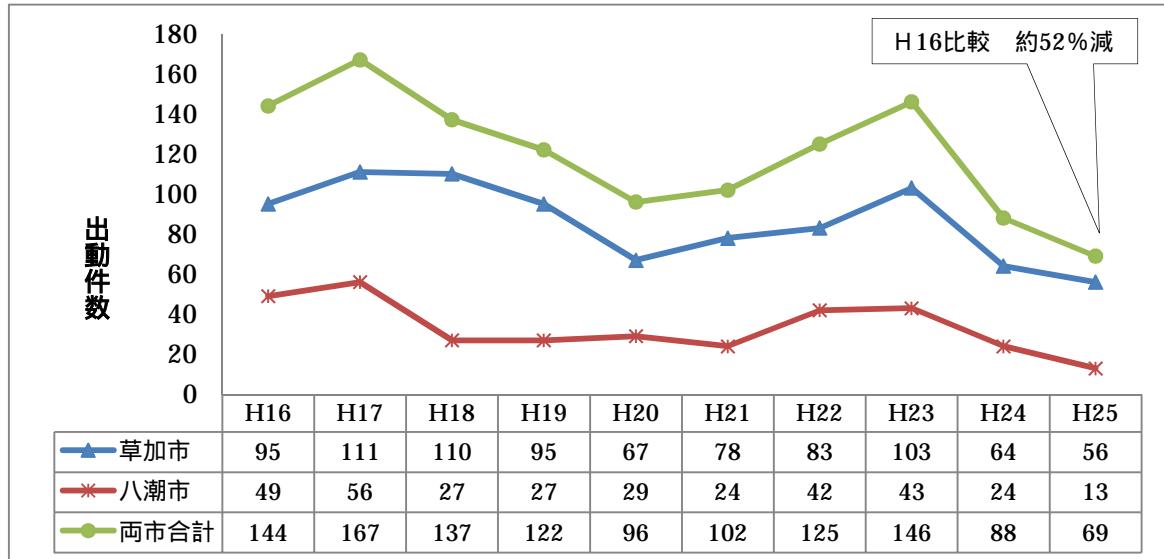
		草加市	八潮市	合計
製造所		21	10	31
貯蔵所	屋内貯蔵所	85	69	154
	屋外タンク貯蔵所	38	35	73
	屋内タンク貯蔵所	17	2	19
	地下タンク貯蔵所	62	54	116
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	29	41	70
	屋外貯蔵所	5	13	18
	小計	236	214	450
取扱所	給油取扱所	48	38	86
	第1種販売取扱所	3	2	5
	第2種販売取扱所	3	0	3
	移送取扱所	0	1	1
	一般取扱所	36	38	74
	小計	90	79	169
計		347	303	650
事業所数		163	128	291

3 災害出動件数の推移

(1) 火災出動件数の推移

火災出動件数は、10年前と比較すると約2分の1となっていますが、建築物の高層化等により、災害の実態が変化しています。

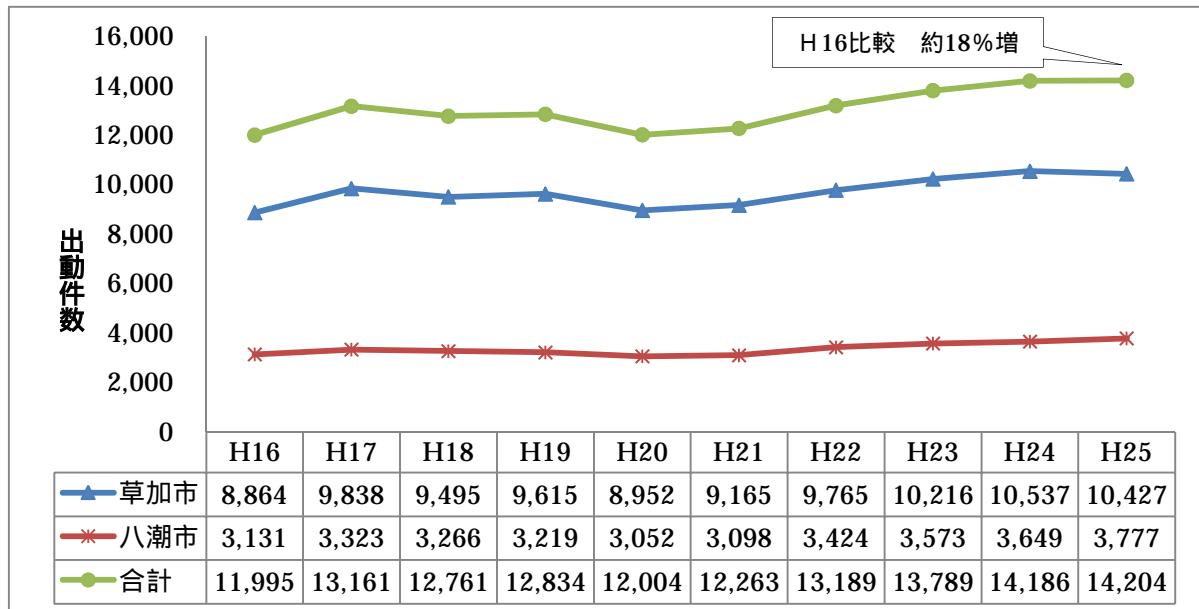
(出動件数は各年中の数値)



(2) 救急出動件数の推移

救急出動は、出動件数の増加だけでなく、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為が求められるなど、活動内容が高度化しています。

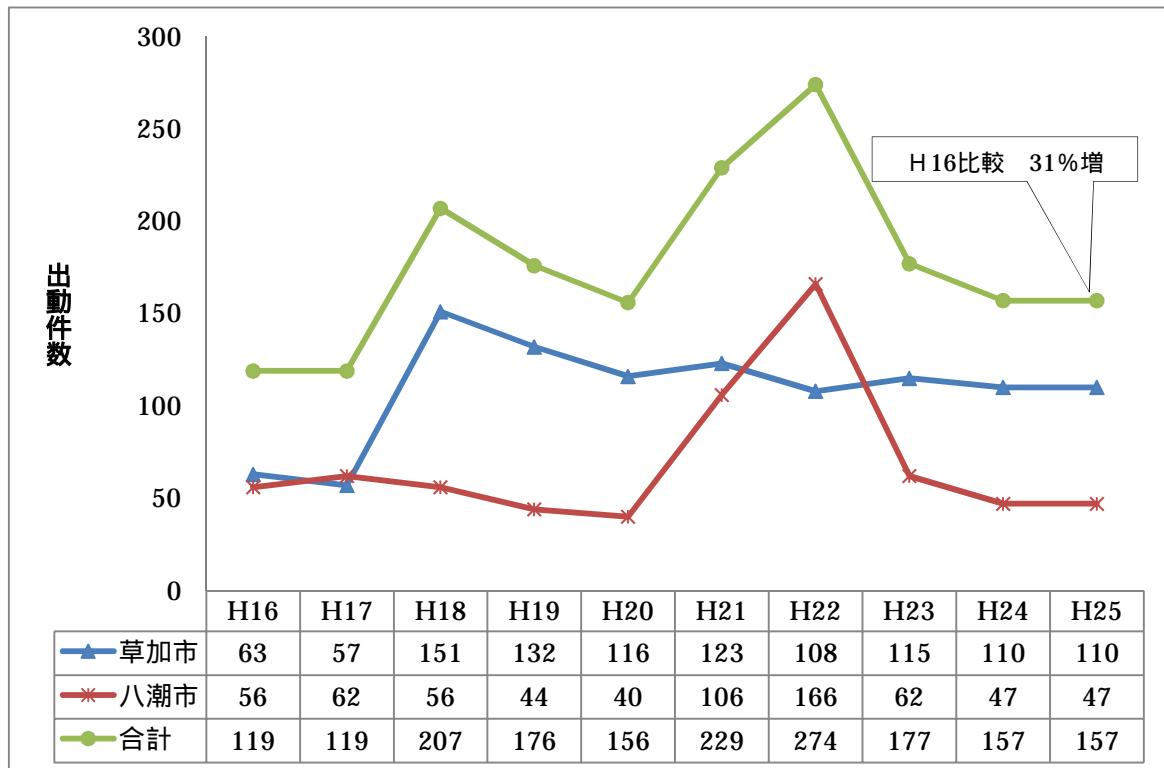
(出動件数は各年中の数値)



(3) 救助出動件数の推移

救助出動は、火災や交通事故だけでなく、水難事故や自然災害、更にはB C災害³などの特殊な災害まで及ぶものとなっており、10年前と比較すると増加傾向となっています。

(出動件数は各年中の数値)



³ B C災害 (Biological=生物 Chemical=化学の略称)とは、炭疽菌事件のような生物汚染による災害、サリン事件のような化学物質汚染による災害の総称をいう。

4 消防体制を取り巻く環境の変化と課題

(1) 災害や事故の多様化への対応

近年の災害や事故は、複雑化及び大規模化の傾向にあり（下表参照）、このような災害等に迅速的確に対応するためには、従来の市の枠を超えた広域的な対応が望まれています。

これらの大規模な災害や特殊災害に対応する現状の相互応援協定による支援は、応援部隊を派遣する側の消防体制に影響がない範囲でしか受けることができないため、多数の部隊や高度な資機材を一括で投入することは困難であり、従来の市の枠組みを超えた即応体制の構築が求められています。

《大規模災害による被害》

年月日	災害・事故	人的被害
平成 17 年 4 月 25 日	J R 福知山線脱線事故	107
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災	21,377
平成 23 年 7 月	新潟・福島豪雨	6
平成 23 年 8 月・9 月	台風第 12 号	94
平成 23 年 9 月	台風第 15 号	18
平成 24 年 7 月	九州北部豪雨	33
平成 24 年 9 月 29 日	株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災	37
平成 26 年 8 月 20 日	広島市における土砂災害	74

《長時間に及ぶ災害活動の一例（東京都町田市作業場火災⁴）》

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| ・覚知時刻 | 平成 26 年 5 月 13 日 16 時 14 分 |
| ・鎮圧時刻 | 平成 26 年 5 月 14 日 16 時 35 分 |
| ・鎮火時刻 | 平成 26 年 5 月 15 日 06 時 38 分 |
| ・被害状況 | 人的被害 8 人（重症 3 人 中等症 1 人 軽症 3 人 搬送辞退 1 人） |
| ・建物被害 | 焼損程度 全焼 焼損床面積 約 1,300 m ² |
| ・その他 | マグネシウムを扱っている作業場 |

⁴ 「東京都町田市作業場火災（第 4 報）平成 26 年 5 月 15 日消防庁発表」から抜粋

(2) 救急需要への対応

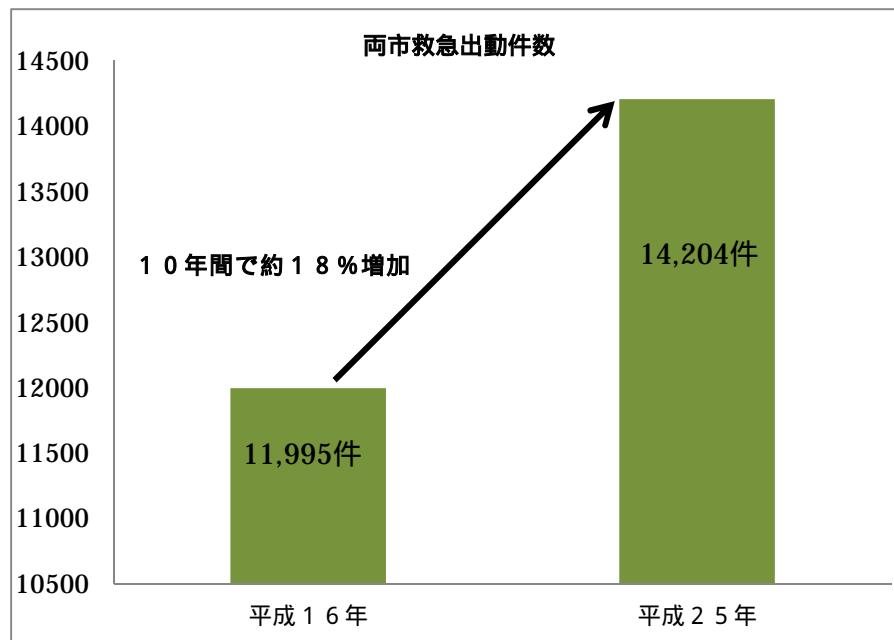
ア 救急要請の増加

救急出動件数の増加に伴う近年の深刻な問題として、保有する救急車が全車出動となる状況が挙げられます。

救急車が全車出動した後に救急要請があった場合、その都度応急的に他市からの応援を余儀なくされているところであり、増え続ける救急要請への対応を早急に図ることが両市の共通課題となっています。

【平成25年中の救急出動】

両市の人口に占める救急車の利用人数	→	約23人に1人の割合で利用
1日当たりの出動件数	→	約39件
1回当たりの出動頻度	→	約37分に1回

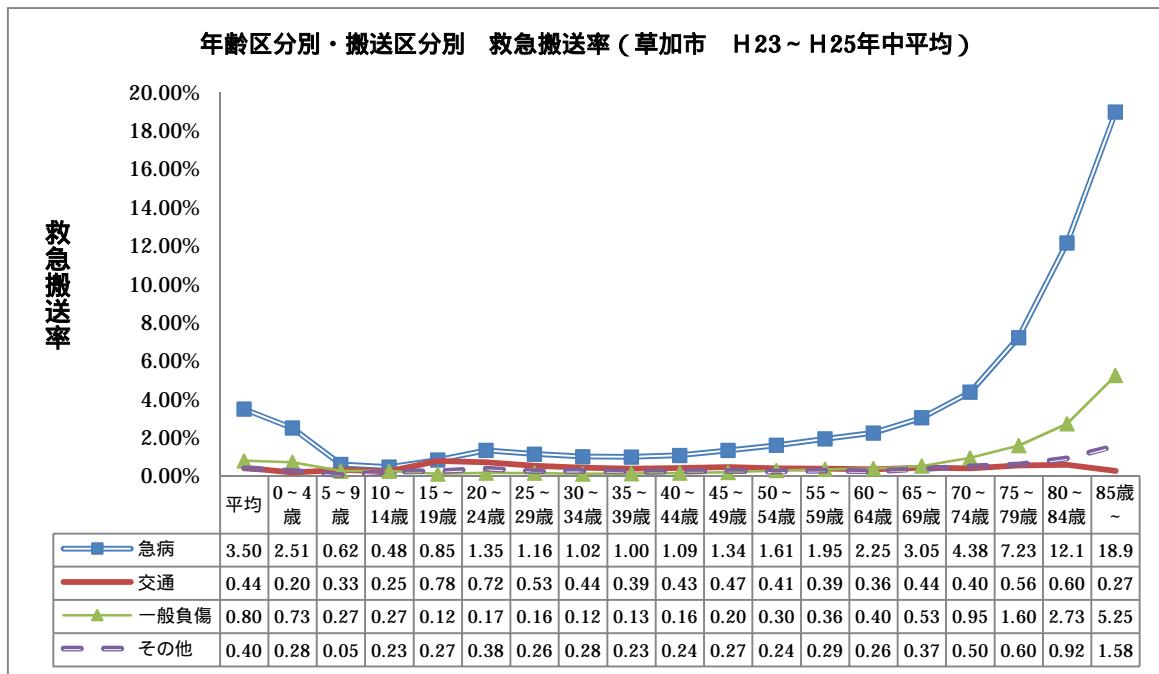


イ 高齢化率上昇に伴う救急需要の増加

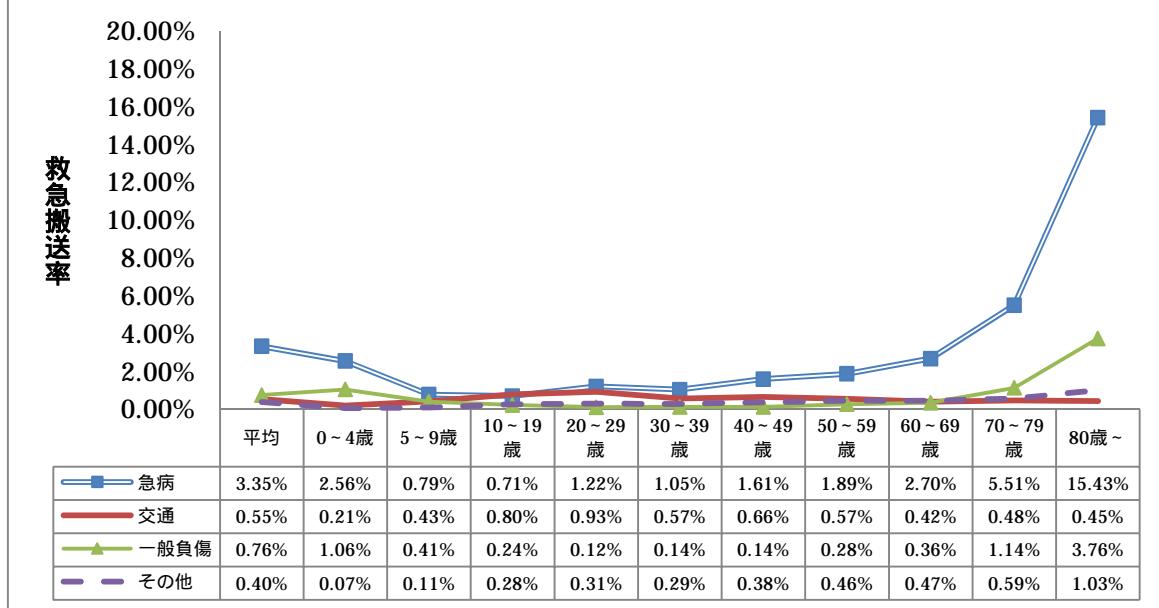
一般的に、救急車の利用割合は、高齢者ほど高いといわれています。

今後の高齢化率を鑑みると、救急需要は増加することが想定されます。

《年齢区分別・搬送区分別 救急搬送率⁵》



年齢区分別・搬送区分別 救急搬送率 (八潮市 H23～H25年中平均)



⁵ 年齢区分別救急搬送率とは、当該年齢人口が1年間に救急搬送を利用する割合のことを行う。

「救急搬送率 = 年間の当該年齢の搬送人員 ÷ 当該年の年齢人口」

なお、草加市消防本部では全年齢で5歳ごとの統計となっているが、八潮市消防本部の統計では10歳以上は10年ごとの年齢区分で示している。

ウ 救急救命士の処置範囲の拡大に伴う教育訓練の増加

平成3年の救急救命士法施行以来、救急救命士の処置範囲も除細動、気管挿管及び薬剤投与と拡大⁶しており、更に平成26年4月1日からは、血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の行為⁷が拡大されています。

このような状況の下、救急救命士の知識技術を恒久的に維持向上させるためには、継続的な教育訓練が必要であり、この機会を確保することが可能な組織体制を構築することが求められています。

(3) 予防体制の充実

ア 住宅火災対策の強化

住宅火災による死者の6割以上が65歳以上の高齢者⁸となっており、住宅用火災警報器の設置をはじめ、引き続き火災予防の普及啓発を進める必要があります。

《住宅用火災警報器推計設置率⁹》

	草加市	八潮市	全国平均
設置率	79.0%	80.0%	79.6%

イ 立入検査の充実

両市の消防本部では、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っていますが、立入検査実施率は充分であるとはいえない状況となっています。

火災の発生を未然に防ぐこと、更には火災が発生した際の被害を最小限に留めるためにも立入検査の充実を図る必要があります。

《平成25年度立入検査実施率》

	防火対象物数	立入検査数	実施率
草加市	6,718	183	2.72%
八潮市	2,361	34	1.44%

⁶ 除細動は、平成15年4月から医師の包括的指示の下で実施可能。気管挿管は、平成16年4月から病院実習等修了者が実施可能。薬剤投与は、平成18年4月から心臓機能停止傷病者にアドレナリンの使用が可能になり、平成21年3月から、アナフィラキシーショックで生命に危険があり予め自己注射が可能なアドレナリン製剤を処方されている者への投与が可能となった。

⁷ 処置範囲拡大に必要な講習を受講した救急救命士がメディカルコントロール協議会から認定を受け次第現場にて運用が開始される。

⁸ 平成24年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）

　　全国1,016人　うち65歳以上高齢者677人（平成25年版消防白書50頁）

⁹ 草加市及び全国平均の数値は、平成26年7月25日消防庁報道資料「住宅用火災警報器の設置率等の調査結果」から抜粋（調査基準日は、平成26年6月1日時点）。八潮市の数値は、平成25年度に八潮市消防本部が独自調査した結果の数値。

ウ 火災原因調査の充実

火災の原因調査は、災害現場での活動と違って、結果として直ちに表れるものではありませんが、将来的に火災を予防するノウハウを蓄積する重要な分野であります。

近年では、特に電気製品等による製品火災対策への取組が求められ、消防機関においても、調査権限が強化¹⁰されるなど、火災原因調査の専門的知識を有する職員の育成が求められています。

¹⁰ 従来、消防機関による火災の原因調査で、疑いがあると認められる製品の調査に当たっては、当該製品を製造しもしくは輸入した事業者に対し資料提出命令権及び報告徴収権を有していないことから、任意の事情聴取又は報告を求めてきた。

しかし、この求めが拒まれるような場合には、火災原因調査に支障を生じるおそれがあるため、平成24年に消防法が一部改正され、消防機関に資料提出命令権を付与し、火災原因の特定に必要な資料の提出や報告を求めることができるようになった。

第2章 消防広域化の効果等

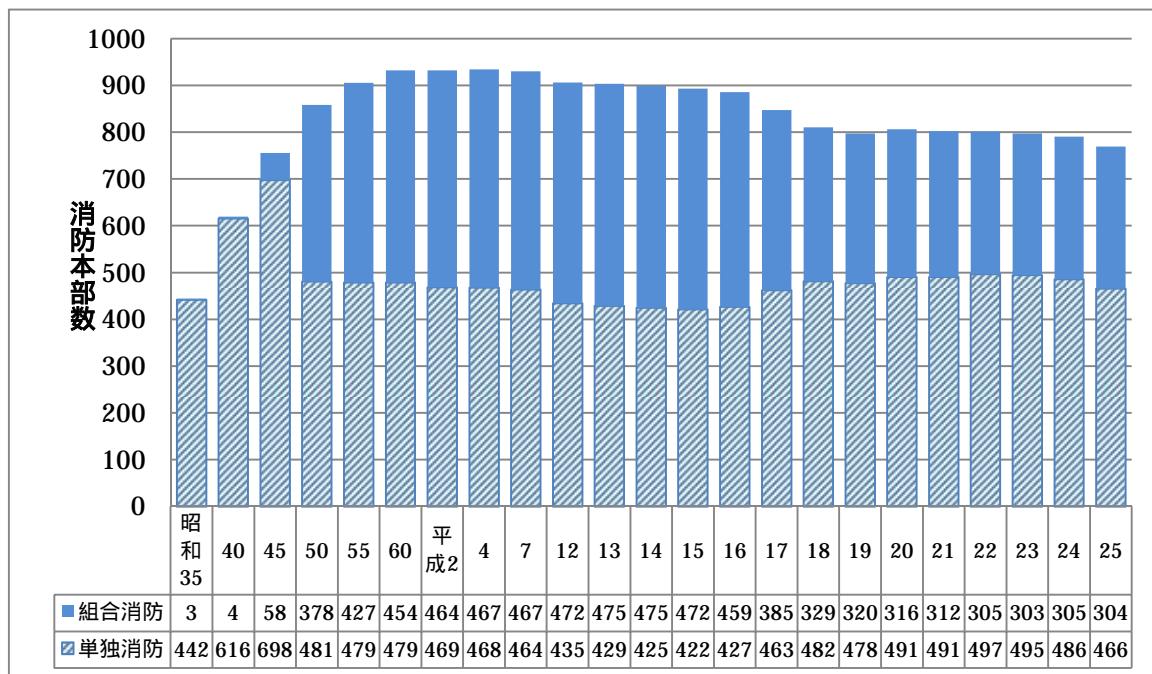
1 消防広域化について

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、市民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、東日本大震災や類例をみない災害の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の高齢化率の上昇に伴う1人世帯の増加が予想されることを鑑みると、単独自治体での出動体制、設備資機材、専門職員の確保等に限界があるとともに、組織管理や財政運営面での厳しさが増すことが考えられます。

このような状況に対応するためには、基礎自治体の枠組みを超えた協力体制が必要であるとともに、消防組織の規模を大きくすることによる、様々なスケールメリットを活用して消防体制の充実強化を図る必要があります。

《消防本部設置方式¹¹の推移》



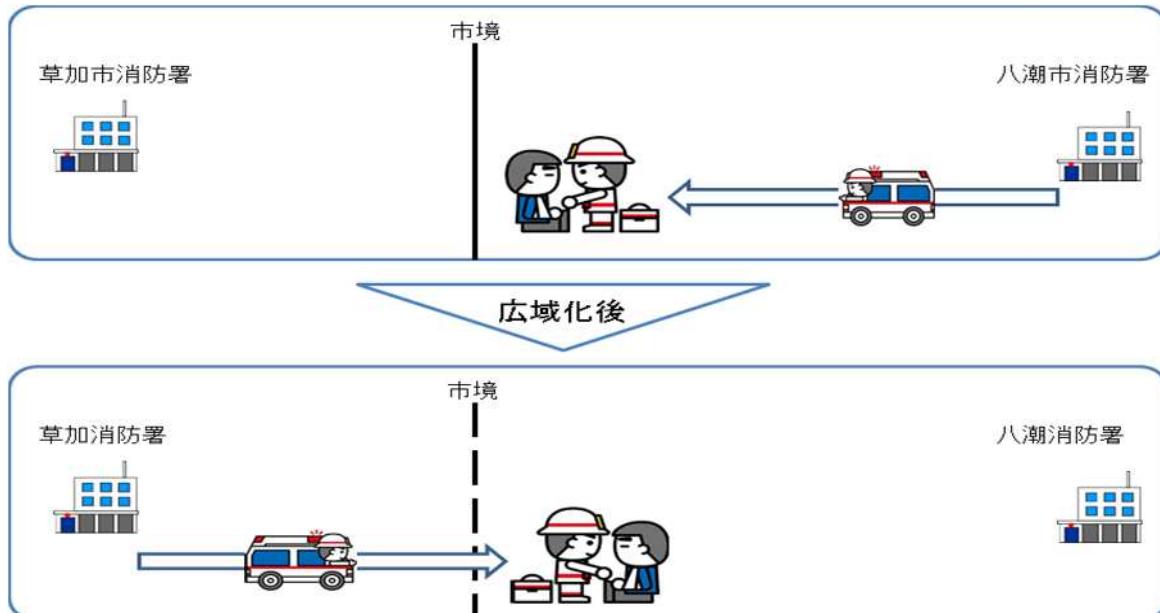
¹¹ 平成25年版消防白書 14頁

2 消防広域化によるメリット

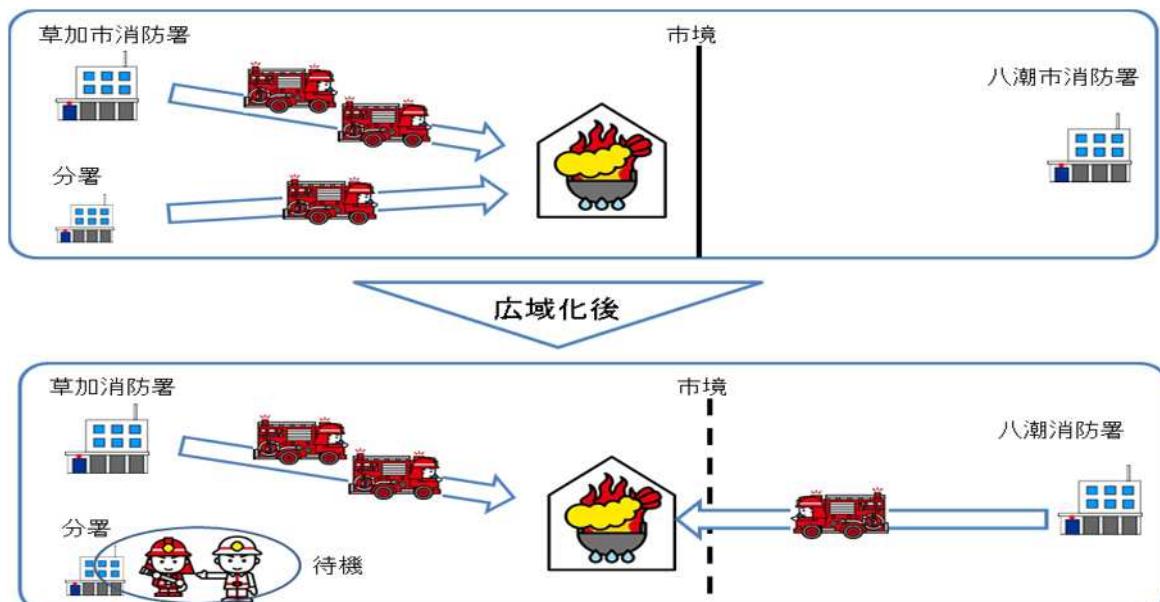
(1) 現場到着時間の短縮

広域化後は、市境の解消に伴う管轄区域の適正化により、災害地点に最も近い署所からの出動を原則とした出動計画とすることで、現場到着時間の短縮と待機部隊の確保¹²ができます。

《直近方式のイメージ（救急事案）》



《直近方式のイメージ（火災事案）》



¹² 「待機部隊の確保」に関しては、後述20頁を参照。

災害現場（特に火災）においては、第1着（最先着隊）の所要時間は勿論のこと、その後に続く部隊¹³の所要時間も防ぎよ活動に大きく影響を与えることになります。現在の出動体制との比較をした場合、草加市ではより短時間で多くの部隊を投入するメリットが生まれ、八潮市では第1着の到着時間を短縮することが可能となります。

《草加市内 現場到着時間¹⁴のイメージ》

現場目標	順位	広域化前（A）				広域化後（B）				到着時間の比較 (B) - (A)	
		署所	台数	距離 (m)	時間 (分:秒)	署所	台数	距離 (m)	時間 (分:秒)	第1着	4台目 到着
稻荷新橋 (稻荷 4-20)	草加	1	2,184	4:51	八潮	2	1,656	3:41		-1:10	-4:38
	青柳	2	2,268	5:02	草加	1	2,184	4:51			
	西	2	4,272	9:30	青柳	2	2,268	5:02			
新橋西交差点 (稻荷 4-14 付近)	草加	1	1,824	4:03	草加	1	1,824	4:03		0:00	-3:37
	青柳	2	2,496	5:33	八潮	2	1,932	4:18			
	西	2	4,128	9:10	青柳	2	2,496	5:33			
緑橋 (稻荷 6-18 付近)	青柳	2	1,908	4:14	八潮	2	1,872	4:10		-0:04	-6:23
	草加	1	2,532	5:38	青柳	2	1,908	4:14			
	西	2	4,776	10:37	草加	1	2,532	5:38			
青柳新橋 (青柳 1-2 付近)	青柳	2	1,452	3:14	青柳	2	1,452	3:14		0:00	-3:29
	草加	1	2,256	5:01	草加	1	2,256	5:01			
	西	2	4,246	9:26	八潮	2	2,676	5:57			

《八潮市内 現場到着時間のイメージ》

現場目標	順位	広域化前（A）				広域化後（B）				到着時間の比較 (B) - (A)	
		署所	台数	距離 (m)	時間 (分:秒)	署所	台数	距離 (m)	時間	第1着	
八條北小学校 (八條 1172 付近)	八潮	3	3,336	7:25	青柳	2	1,596	3:33		-3:52	
						八潮	3	3,336	7:25		
八條交差点 (八條 1564 付近)	八潮	3	2,856	6:21	青柳	2	1,176	2:37		-3:44	
						八潮	3	2,856	6:21		
南後谷(西)交差点 (南後谷 58 付近)	八潮	3	2,376	5:17	草加	1	1,404	3:07		-2:10	
						八潮	3	2,376	5:17		
西袋交差点 (西袋 432 付近)	八潮	3	2,592	5:46	谷塚	1	2,004	4:27		-1:18	
						八潮	3	2,592	5:46		

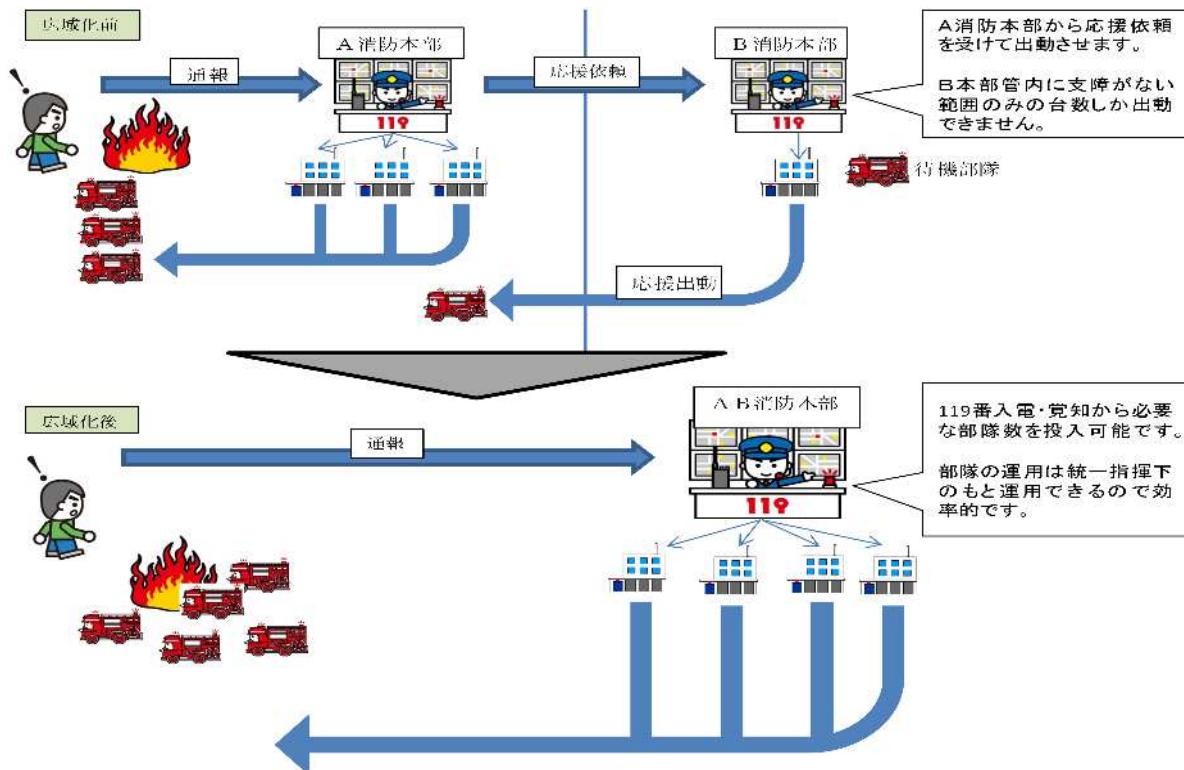
¹³ 炎上火災に対しては、火元の消火は勿論のこと隣接している建物への延焼を防ぐ必要がある。この場合、ポンプ車からホースを延長し、火元の建物を囲むように筒先を配置するが、この体形をとるためには、消防水利（消火栓、防火水槽等）の水を火元に近いポンプ車に送り出す車両も含めて概ね4台が必要となる。

¹⁴ 表中の距離は、1万2千分の1の地図上で最短距離を計測した数値であり、所要時間は、DID人口密度から算出した緊急車両の平均時速27kmと仮定した場合の数値である。実際の緊急走行時の所要時間は、曜日、時間帯、気象条件等による交通状況の影響を受けるため、表中の所要時間は同一条件で試算した場合の一つの目安である。

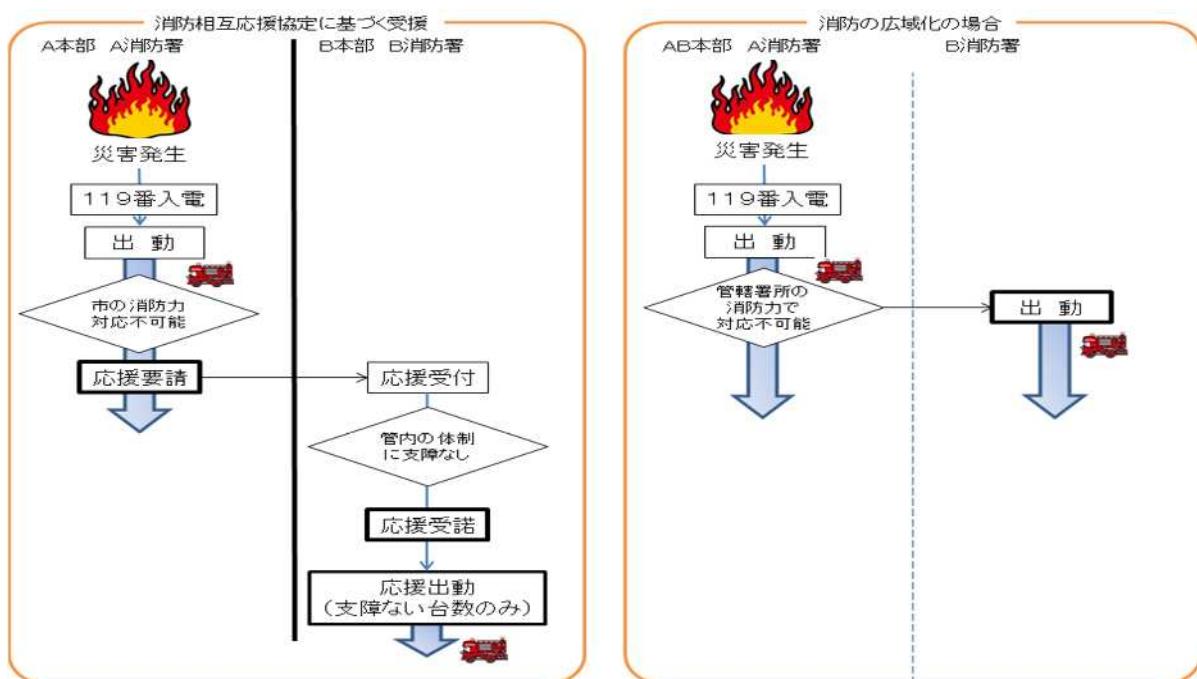
(2) 初動体制の強化

保有部隊数が増強され、統一した部隊運用が可能となるため、初動時から災害規模に応じた部隊を投入することが可能となり、被害の拡大防止が期待できます。

《部隊運用のイメージ》



《相互応援協定と消防広域化の出動時系列イメージ》



(3) 待機部隊の確保

消防広域化によって、災害地点から最も近い部隊を出動させることによって、現場到着時間の短縮というメリットが得られるとともに、これまで出動していた署所の消防隊等を二次的災害に備えて待機させることが可能となり、厚みのある消防体制を構築することができます。

消防ポンプ自動車の待機部隊数増加により二次的災害への対応が強化できる。

特別救助隊が2隊体制になることにより2か所の救助事案に対応が可能になる。

また、1か所の救助事案でも、2隊を投入することで迅速な救助が期待できる。

化学消防自動車2台体制による二次的災害への対応が強化できる。

指揮隊が2隊体制になるため、二次的災害に対する指揮命令系統が確保できる。

《建物火災時の出動体制と待機部隊》

車種	草加市消防本部			八潮市消防本部			広域消防 ¹		
	保有台数	出動台数	二次災害運用可能部隊	保有台数	出動台数	待機部隊	保有台数	出動台数	二次災害運用可能部隊
指揮車	1	1	0	1	1	0	2	1	1
消防ポンプ車 (化学車1台含む)	8	7	1	4	3	0 ²	12	7	4 ³
救助工作車	1	1	0	1	1	0	2	1	1
はしご車	1	0	0	1	0	0	2	0	1 ⁴
救急自動車	7	1	5 ⁵	3	1	1 ⁶	10	1	8 ⁷

1 広域消防の出動台数は、現状の草加市の基準に合わせた場合

2 消防ポンプ車と化学車の乗換運用が1隊あり、車両は待機しているが人員が火災現場に出動しており運用できないため、「0」で計上している。

3 2と同様の理由で実際の待機車両の数とは整合しない。

4 救助工作車とはしご車を乗換運用とした場合、火災で1台救助工作車が出動しているため、はしご車を運用できる待機部隊は1隊のみ。

5 草加市では、消防ポンプ車と救急自動車の乗換運用隊が1隊あるため、同隊が火災で出動した場合、待機救急自動車6台でも運用可能数は5台となる。

6 八潮市では、消防ポンプ車と救急自動車の乗換運用隊が1隊あるため、同隊が火災で出動した場合、待機救急自動車2台でも運用可能なものは1台となる。

7 消防ポンプ自動車・救急自動車の乗換運用を1隊解消したと仮定した場合の待機部隊数。

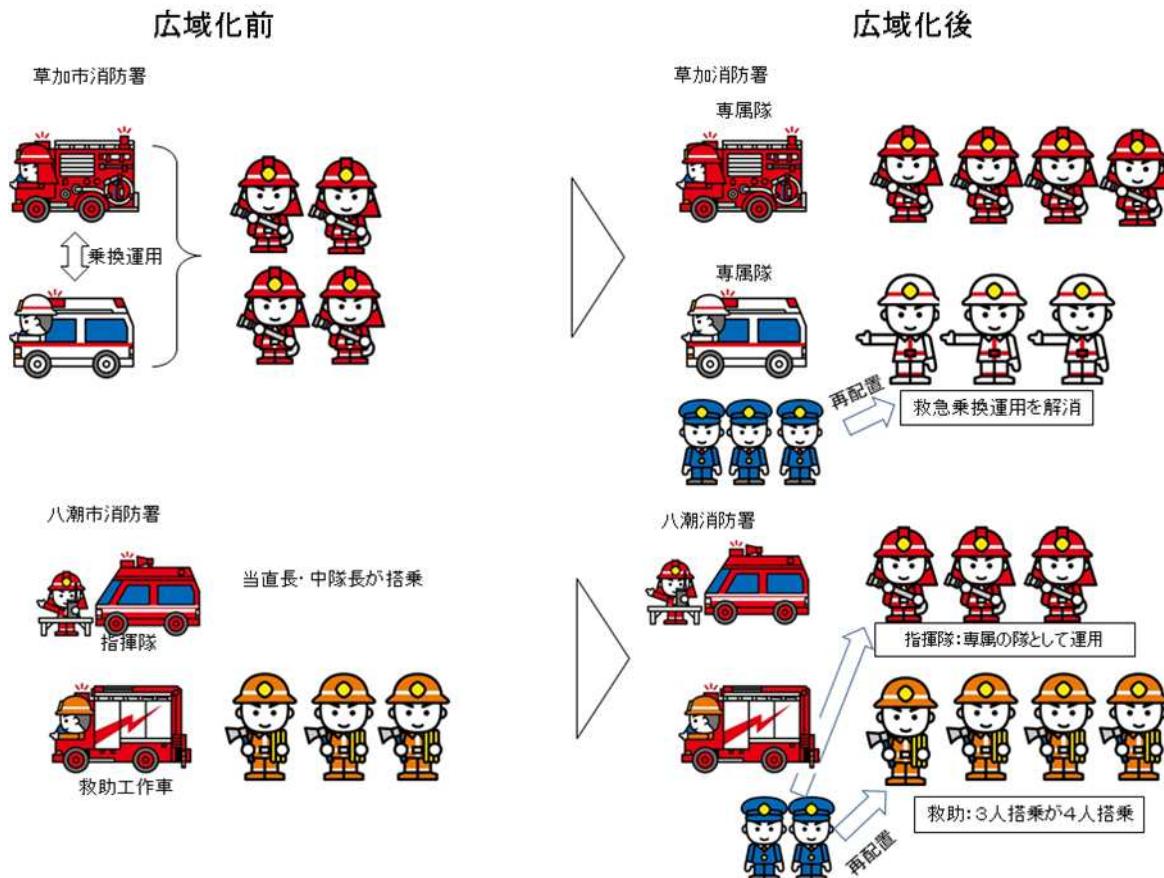
(4) 本部管理部門等の統合による現場活動人員の増強

消防広域化により本部管理部門等の人員の効率化ができるため、現場に再配置することが可能になります。

《広域化した場合の本部人員の試算値¹⁵》

広域前本部人員	広域後本部人員	現場再配置
74	57	17

《現場への職員再配置イメージ》



(5) 特殊災害への対応

B C 災害¹⁶対応資機材を積載した車両と専門的知識を有する特殊災害隊が草加市に配備されており、更に化学消防自動車もそれぞれの市に1台ずつ配備されていることから、これらの部隊を統一的に運用することで、両市の安全がより強化されることになります。

¹⁵ 他の消防事務組合を参考にして算出した計画段階の試算値である。

¹⁶ B C 災害 (Biological=生物 Chemical=化学 の略称) とは、炭疽菌事件のような生物汚染による災害、サリン事件のような化学物質汚染による災害の総称をいう。

(6) 救急業務高度化への対応

広域化によるスケールメリットにより、職員を効率的に配置することで、救急救命士の長期教育訓練などに派遣しやすい環境ができます。

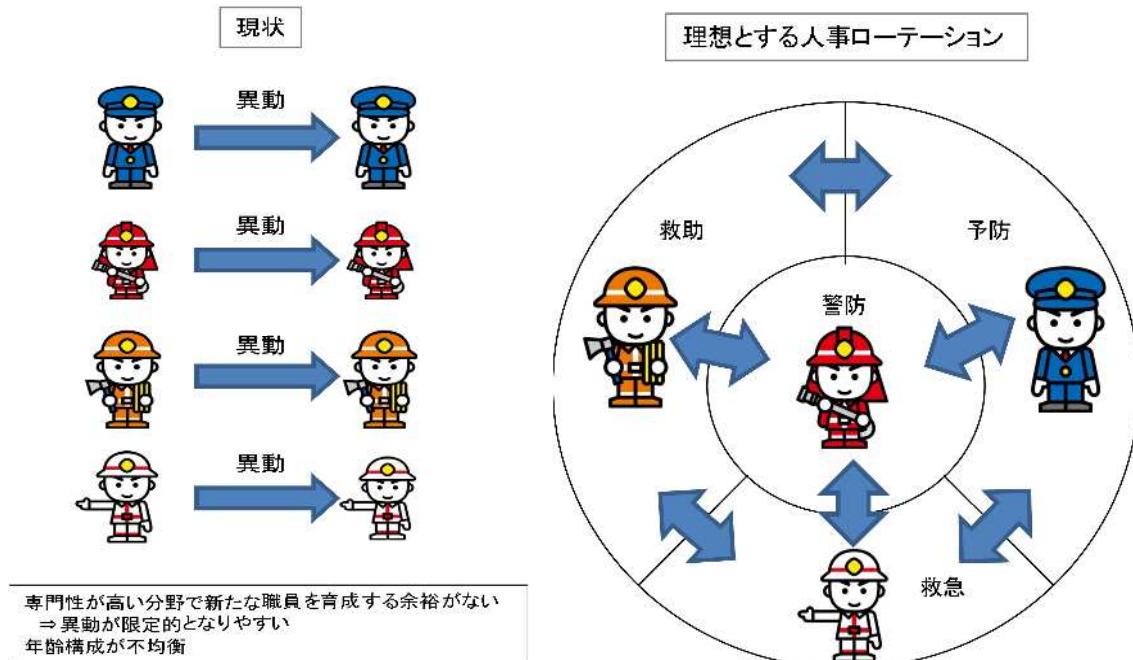
《両市の救急救命士の状況》

平成26年4月1日現在

項目	草加市	八潮市	計
認定救命士	51	22	73
上記以外の救急救命士	12	4	16
救急救命士合計	63	26	89
職員数との比率	26.92%	27.65%	27.13%
職員数に占める認定救命士比率	21.79%	23.40%	22.26%

(7) 人事ローテーションによる組織の活性化

組織規模の拡大に伴い、効果的な人事ローテーションが可能となり、職員個々の対応能力の向上と組織の活性化が期待できます。



(8) 財政負担の軽減

消防活動を行う上で必要となる消防通信指令台や無線設備、はしご車などの車両は両市とも保有しており、重複投資となっているものがあります。

広域化によって消防本部が統合されることで、こうした特殊な資機材の重複投資が回避でき、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能になります。

ア 重複投資回避の一例（消防救急デジタル無線整備）

デジタル無線整備共同整備費（単位：千円）

	工事	監理委託	合計
草加市	197,316	5,611	202,927
八潮市	68,573	1,950	70,523
共同整備	265,889	7,560	273,449

デジタル無線を単独整備した場合（単位：千円）

	単独整備費
草加市	480,138
八潮市	310,317

デジタル無線整備 単独整備と共同整備の比較（単位：千円）

	単独整備費 ¹⁷	共同整備費	比較
草加市	480,138	202,927	-277,211
八潮市	310,317	70,523	-239,794

参考：新消防通信指令台共同整備費（単位：千円）

	新消防通信指令台
草加市負担分	269,882
八潮市負担分	93,792
共同整備費合計	363,673

現行消防通信指令台の導入実績

草加市：335,913千円（平成20年度）

八潮市：196,163千円（平成21年度）

イ 車両更新の効率化

消防車両は、両市ともに消防力の整備指針の数を満たしていないことを鑑み、車両の削減等は前提とせず、消防力を充実させる方向で検討を進めています。

なお、これまで両市で異なっていた車両更新の基準を見直し、新たな基準を定めることにより、10年間で約8,100万円の減額が見込まれるとともに、同じ年度に更新が必要となる複数の車両を一度に購入することが可能になるため、経費の節減と事務の効率化が期待されます。

¹⁷ 草加市では、本部敷地内に新たに無線鉄塔を建設する見込みの整備費。

八潮市では、既に無線鉄塔の基礎があったため、その分の整備費は含めていない。

ウ 国・県の財政支援

消防広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないよう、必要な財政措置が講じられています。

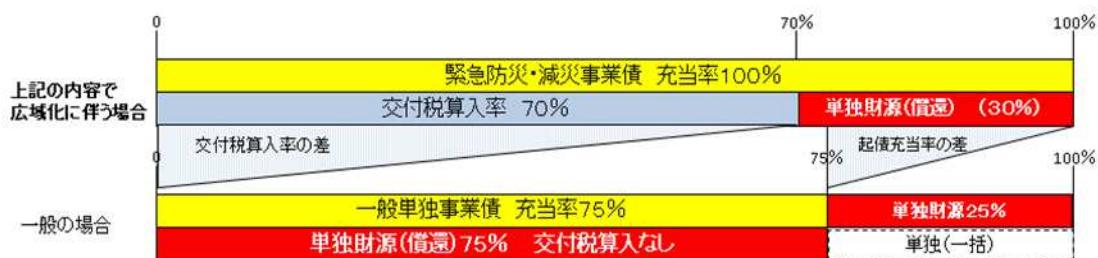
1 国庫補助金の優先配分

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、**消防防災施設整備費補助金**及び**緊急消防援助隊設備整備費補助金**の交付決定に当たって特別の配慮を行う。(消防広域化関係資料 消防庁消防・救急課平成26年2月 3頁から引用)

《具体例》 災害対応特殊(水槽付)消防ポンプ自動車／災害対応特殊化学消防ポンプ自動車／救助工作車／高度救助隊用資機材
災害対応特殊救急自動車／災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車／災害対応特殊はしご付き屈折消防ポンプ自動車

2 所要の地方財政措置①(平成26年度は「緊急・防災減災事業債」)

具体例	内 容	期 限
消防署所の整備	広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)	広域化後10年度以内
広域化前の消防本部を消防署所として使用するため改築	統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築	広域化後10年度以内
高機能指令センターの整備	国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は消防の広域化で整備するもの	平成28年度までに完了
消防車両等の機能強化	広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等	広域化後5年度以内



3 所要の地方財政措置②(平成26年度は「一般単独事業債」)

消防の広域化に伴う消防本部の整備



4 消防広域化の準備に係る特別交付税措置・県補助金

特別交付税措置	埼玉県ふるさと創造資金(広域連携支援事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・広域化協議会負担金等の協議のための経費 ・消防本部統合に伴う設備費用 ・本部名称変更に伴う看板掛替経費など ・業務の統一に必要となるシステム整備費用 ・統一規程の整備に要する経費 ・そのほか広域化に伴う準備経費 ・上記所要額の2分の1を特別交付税措置 	<p>地方自治法上の共同処理体制・方式による新たな連携を実現しようとする事業への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同処理体制構築に要する経費 (システム導入、ホームページの開設など) <p>補助率:補助対象経費の2分の1以内 上限額:1事業につき4000万円</p>

3 課題

(1) 新たな事務の発生

一部事務組合を新たに設置することに伴い、人事、給与、財務、会計、組合議会、監査委員事務局等の業務が新たに加わることになります。これらの事務について、両市の消防職員には実務経験がないため、円滑な組合運営が課題となります。

一部事務組合設立当初は、構成市の支援を受けるなかで組合を運営していく必要がありますが、長期的な視点に立った場合、消防職員を構成市に研修派遣するなどの方法を通じて人材育成を行う必要があります。

(2) 意思決定の迅速化

一部事務組合の一般的な課題として、複数の自治体が事務を共同処理するため、意思決定が複雑になりやすいと言われています。この課題を解決するため、構成市及び組合職員で組織された連絡調整の場を設けるなど、連携を密にする必要があります。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

第3章の趣旨

この章では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づき、草加市及び八潮市の地域において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための必要な事項を定めています。

1 基本的事項

(1) 広域化参画自治体

草加市及び八潮市の両市により、消防の広域化を実施する。

(2) 広域化の方式

広域化の方式は、一部事務組合とする。

草加市及び八潮市の消防広域化については、スケールメリットを活かした消防体制の整備及び充実強化並びに市民サービスの一層の向上を図ることを目的としている。

したがって、両市が同じ立場で運営に参画でき、各市の実情に即した合理的な消防行政の運営が可能となることから、同方式を選択した。

《主な広域化方式の比較》

区分	一部事務組合	広域連合	事務委託
制度	複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことの目的として設置する組織。一部事務組合が共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。	複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことの目的として設置する組織。広域連合が共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。	普通地方公共団体の事務の一部の執行を他の普通地方公共団体に委ねる制度 委託した事務の権限等は委託の範囲内で受託した団体に帰属
経費負担	組織する地方公共団体にて負担。その方法については規約の中で定める。	広域連合の経費は、規約の中で定める。構成団体が分担する場合は、構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力、その他客観的な指標に基づき定める。	委託費として負担。支弁方法は規約で定める。
団体の性格	特別地方公共団体	特別地方公共団体	普通地方公共団体
設置の目的	構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理。	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲受入体制を整備する。	事務の一部を他市町村に委託して、管理執行させる。
組織	議会及び管理者（執行機関）	議会及び長（執行機関）	
メリットデメリット	全体の経費について按分することから消防サービスの水準を概ね均一に保たれる。 構成団体が同じ立場で運営参画ができる。 組合議会の設置等、組織運営に当たり一定の経費及び事務量が必要。	比較的新しい制度であり、自主的な運営が期待できる。 広域連合方式は、国、県から直接権限委任を受けるためのものであり、この方式を採用している地域は、消防事務のほか複数の事務を広域的に処理するため設置している例がほとんどである。	新たな法人を設置する必要がないため効率的 委託側の消防事務に関して権限が失われてしまうため、当該事務の管理及び執行に当たって委託団体の議会や市民の意向を反映させるための法的手段が失われてしまう。

(3) 共同処理事務

一部事務組合で共同処理する事務は、次のとおりとする。

- ア 消防事務
- イ 消防団事務
- ウ 消防水利事務
- エ 県知事から権限移譲を受けている事務

《消防団事務について》

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針において、消防団事務は広域化の対象に含む必要はないとしているが、当地域において災害の予防、警戒及び防ぎよを円滑に行うためには消防団との長年の連携で信頼関係が構築されている消防職員が事務を行うことが望ましいと判断した。

今回、消防団事務を共同処理事務に加えることになるが、消防団の合併は前提とせず、広域化後にあっても各市の消防団の地域性や歴史を尊重した上で事務を執行する。したがって、消防団員の待遇等は従前と何ら変わりない形で一部事務組合に事務を引き継ぐものとする。

なお、消防団の施設、車両等は、一部事務組合で引き継ぐことになるが、各市の消防団に係る経費は、各々の市が全額負担し、消防団に対する各市の責任を明確にする。

《消防水利事務について》

消防水利は、消防機関が使用することから、常時使用可能な状態に置くための点検整備、配置計画の策定は消防組合において行うことが適当であると判断した。

民地に消防本部が設置した防火水槽については、一部事務組合が当該契約を引き継ぐ（過去に消防本部が民地上に設置した防火水槽で契約関係が不明なものについては、広域化時までに契約関係を明確にする。）ものとする。

市有施設内にある防火水槽の財産区分は市のままとし、広域化後の消防本部で常時使用可能な状態に置くための点検や整備を行う方向で広域化時までに調整を行う。消火栓については、水道事業者に設置維持管理の義務がある（水道法第24条）ことから、従前どおりの事務の区分（設置維持管理は水道事業管理者が行い、相当額を一部事務組合が負担する。）とする。

なお、消防水利に要する経費は各々の市の負担とする。

《草加市消防本部で所管している防災事務について》

現在、草加市では、防災に係る事務の一部を所管しているため、一部事務組合移行時の取扱いは次のとおりとする。

防災備蓄品の整備は、広域化時に市へ移管する。

市が実施する総合防災訓練の企画に関する事業は、広域化時に市へ移管する。ただし、同訓練において、実動部隊（消防隊、救助隊等）が必要となる部分については広域化後の消防機関が支援する。

自主防災組織育成事業（結成時の支援及び毎年度の補助事業）は、広域化時に市へ移管する。ただし、自主防災組織が定期的に行う資機材取扱訓練等は、広域化後の消防機関が訓練指導を行う。

《知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例による権限移譲事務》

広域化時は、権限移譲事務についても両市で整合性を図った上、共同処理事務として扱う。

(4) 広域化のスケジュール

平成27年度中に一部事務組合設立準備を進め、平成28年4月1日に広域化を実施（事務の共同処理を開始）する。

2 組織

(1) 消防本部の位置

広域化前の草加市消防本部（草加市神明二丁目2番2号）を広域化後の消防本部の位置とする。

(2) 消防本部及び消防署の名称

ア 消防本部の名称

構成市が明確になるよう、消防本部名に両市の名称を入れ、「草加八潮消防局」とする。

イ 消防署の名称

消防署は、市民に最も身近な消防機関であることから、大幅な変更は加えず、現在の消防署名から「市」を削るものとする。

《消防本部の名称》

消防本部の名称については、広域化後に他の消防本部と混同されないこと、2市の消防本部が統合したことが一目で分かることを基本として検討を進めた結果、「草加八潮消防局」としたところである。

また、「消防局」については、広域化後の管轄人口が約33万人であり、同規模の消防本部でも「消防局」としている例もあることから、今回の広域化によって新たに組織する本部は「消防局」とした。

なお、一部事務組合の名称についても、本部名称を考慮した上で規約に規定する。

《消防署の名称》

広域化前	広域化後
草加市消防署	草加消防署
草加市消防署西分署	草加消防署西分署
草加市消防署青柳分署	草加消防署青柳分署
草加市消防署北分署	草加消防署北分署
草加市消防署谷塚ステーション	草加消防署谷塚ステーション
八潮市消防署	八潮消防署

(3) 消防本部及び消防署の組織

ア 消防本部の組織

広域化時の消防本部体制は、総務、予防、警防及び情報指令の4部門を基本とする。

イ 消防署の組織

広域化時の消防署体制は、2署4分署（草加市内1署4分署。八潮市内1署）を基本とする。

《消防本部》

課名（仮称）	主な事務分掌
総務課	組合事務の総合調整/組合議会に関すること/職員の人事給与・研修に関すること/企画立案に関すること/予算に関すること/財務管理に関すること 等
予防課	建築物の確認同意/危険物施設の許可/火災原因調査/防火管理に関すること 等
警防課	警防本部の運営/車両更新/開発行為の同意/救急業務の連絡調整 等
情報指令課	ネットワークの総合調整/通信指令システムに関すること/災害通報の受信・出動指令に関すること 等

《消防署》

所属（仮称）	主な所掌事務
消防署	管理課 消防署の総合調整/消防署の予算・決算/消防署庁舎の維持管理/消防団に関すること 等
	第1部 火災の予防/災害の警戒、防ぎよ、調査、情報収集/火災原因調査/救助活動/救急活動/啓発活動/車両資機材の維持管理
	第2部 同 上

《参考》附属機関

附属機関名称	方針
消防賞じゅつ金等審査委員会 ¹⁸	一部事務組合で設置
情報公開・個人情報保護審査会 情報公開・個人情報保護審議会 公務災害補償等認定委員会 公務災害補償等審査会	草加市と一部事務組合で共同処理
消防行政に関する諮詢機関	八潮市に設置している「消防委員会」に当たる附属機関の設置については、広域化後に検討する。

¹⁸ 消防賞じゅつ金等審査委員会は、消防職員（団員）が災害現場で死亡又は障がいを負った場合に支給される「賞じゅつ金」の審査を行う委員会。

(4) 消防本部の権限

現在、消防事務における権限の多くが市長及び消防長にあるが、広域化に伴い1本部2消防署体制となることから、現在の各市の消防署で事務が専決できる体制を構築する。

(5) 部隊運用等

部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整する。

効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮とともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出動状況に応じた待機部隊を確保する。

(6) 指令センター

広域化前の八潮市消防本部庁舎に新消防通信指令台を整備し、広域消防指令センターを構築する。

(7) 署所配置

広域化当初は両市の現行の署所配置とする。

将来的に、現場到着所要時間の短縮、署所管轄面積の平準化、各地域の将来的人口見込み、ビル・商業施設・住宅等の防火対象物の建設状況等を総合的に勘案した上で署所配置の検討を行う。

現在の両市の消防署所の配置状況¹⁹を鑑みると、消防力が大きく重複する地域は認められないことから、広域化当初は現行の署所配置とする。

しかしながら、草加市・八潮市ともに市境付近の一部に現場到着までに時間を要する地域も認められることから、出動区域を見直すことで初動体制の強化を図るものとする。

なお、最適な署所配置については、各地域の人口推移等を総合的に勘案し、署所の出動区域の適正化や消防力のバランスを考慮した上で検討する。

¹⁹ 5頁の地図を参照。

(8) 消防署所の管轄区域

消防署所の管轄区域（行政区域）は、現状のとおりとする。

出動区域は、現場到着所要時間を勘案した上で調整する。

両市の消防が広域化した場合、従来の市境の概念がなくなるため、災害地点に最も近い署所からの出動を原則として出動区域を調整することで、初動体制の強化を図ることとする。

一方で、平常時における地域の防災訓練の相談等、地域との連携に関しては、市民の混乱を招かないよう現状の管轄区域（行政区域）とする。

(9) 勤務形態及び勤務時間

交替制勤務者の勤務形態は2部制とし、勤務時間については1当務当たり15時間30分とする。

なお、勤務時間の割振は、広域化前の草加市消防本部の例によるものとする。

《2部制・3部制の比較》

種別	メリット	デメリット
2部制	3部制と比較して少ない職員数で編成できる。	部隊編成が当務日ごとに異なるため、部隊内における連携は3部制と比較すると難しい。 部隊内で週休となる職員が常にいるため、事務が円滑に進まない。
3部制	部隊編成が固定されるため、2部制と比較すると連携が取りやすい。（職員の技量把握・継続した訓練の実施などの面で2部制よりも有利）	2部制と比較すると、部隊編成のための職員数が多く必要になる。
	日勤日に研修や予防業務（査察等）を実施しやすい。	

消防職員の勤務形態は、災害を未然に防ぐための予防業務、職員の人事管理など庶務的業務と、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止める警防業務・人命救護の救急業務の2つに大きく分けることができる。業務の性格上、前者が「毎日勤務」、後者が「交替制勤務」となる。

交替制勤務の形態は、主に2部制と3部制があるが、両市はいずれも2部制を採用していることから、広域化を円滑に進めることを考慮し、現状の勤務形態を継承するものとした。

なお、3部制については、部隊内の職員が固定されるため、職員間の連携確保や個々の職員の技量把握が容易となるメリットがあるものの、2部制と比較して多くの人員が必要となり、財政負担が生じることから、広域化時に採用することは現実的でないと判断した。

《現在の勤務形態》

草加市消防本部職員（交替制勤務職員）の勤務時間割振り

08:30	12:00	13:00	17:30	18:45	22:00	06:00	07:00	07:15	08:30
勤務 3 時間 30 分	休憩 1 時間	勤務 4 時間 30 分 (うち休憩 15 分)	休憩 1 時間 15 分	勤務 3 時間 15 分	休憩 6 時間 勤務 2 時間	勤務 1 時間	休憩 15 分	勤務 1 時間 15 分 (うち休憩 15 分)	

勤務時間合計 15 時間 30 分 (うち休憩時間 30 分)

八潮市消防本部職員（交替制勤務職員）の勤務時間割振り

08:30	12:00	13:00	18:00	19:00	22:00	06:30	08:30
勤務 3 時間 30 分	休憩 1 時間	勤務 5 時間	休憩 1 時間	勤務 3 時間	休憩 6 時間 30 分 勤務 2 時間	勤務 2 時間	

勤務時間合計 15 時間 30 分

(10) 条例定数及び実員数

広域化時の条例定数は、原則として広域化前の両消防本部の条例定数の和をもって広域化後の条例定数とする。

広域化時の消防職員実数は、広域化前の実員数を超えないものとする。

《条例定数・実員数》

平成 26 年 4 月 1 日現在

	条例定数	実員数
草加市消防本部	235	234
八潮市消防本部	94 ²⁰	94
計	329	328

²⁰ 八潮市消防職員の条例定数は、平成 27 年 4 月 1 日から 96 人。

(11) 採用計画

今後の大量退職によって災害対応力に支障を来さぬよう、再任用制度の効果的な活用に努めるものとする。

また、将来再び懸念される職員の高齢化及び大量退職に備えるため、広域化後速やかに採用計画を策定する。

《定年退職者の予定》

消防本部名 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
草加市消防本部	5	10	3	4	2	13	9	5	3	5	0	0	0	0	2	1
八潮市消防本部	5	4	2	5	4	3	2	3	2	0	1	0	2	1	2	1
計	10	14	5	9	6	16	11	8	5	5	1	0	2	1	4	2

(12) 職員配置

広域化後は、現在の消防体制と比較して消防力が向上するよう充実強化を図るものとする。具体的には、管理部門及び指令部門の統合により効率化された人員を現場部門へ再配置することにより、消防力の充実強化を図るものとする。

(13) 議員選挙方法

両市の市議会において、当該議員のうちから選挙する。

(14) 議員定数

議員の定数は12人とする。選出区分は、草加市8人、八潮市4人とする。

組合議会の議員定数は、2つの自治体が構成団体となる消防組合や県内の消防組合の人口規模及び議員定数を勘案して、12人としたものである。

構成団体からの議員の選出区分については、両市の市民の代表であることから、両市の人口の割合を基本とした。しかしながら、2市の構成となる組合において、各市からの選出数が2倍を超えることは、民意を反映するうえで適当とは言い難いことから、選出区分は2倍を超えない範囲とし、草加市8人、八潮市4人としたものである。

議員の定数及び選出区分については、今後の人口の変化に対応するため、見直しを行うものとし、見直しの期間は議員の任期である4年以内ごとに行うこととした。

(15) 議会運営

定例会の回数は年2回とし、必要に応じて臨時会を開催する。

(16) 監査委員

定数は、地方自治法第195条の規定に基づき2名とし、選出区分については「識見を有する者」及び「議員選出」からそれぞれ1名ずつとする。

「識見を有する者」として選出される監査委員については、構成市へ推薦を依頼するものとする。

「議員選出」の委員は、一部事務組合議会議員の中から選出するものとする。

(17) 公平委員会

定数については、地方公務員法第9条の2第1項に基づき3名とし、構成市へ推薦を依頼するものとする。

3 人事管理等

(1) 任用

広域化時²¹の職員の身分の切換えは、広域化前日にそれぞれの市を退職させ、広域化当日に一部事務組合職員として任用するものとする。

なお、広域化前、それぞれの市から消防本部に出向している消防吏員以外の消防職員が広域化後も引き続き消防職員として勤務する場合、広域化前日に市長事務部局に帰任し、広域化当日に新たな一部事務組合職員へ併任するなど適切な対応をとるものとする。

広域化時の任用方法は、地方自治法第252条の17に基づき各市から一部事務組合に消防職員を派遣する方式及び各市を退職し一部事務組合の職員として新たに任用する方式の2つがある。

今回の消防広域化に当たっては、各市の消防事務全部が一部事務組合に移管されるため、それぞれの市職員として恒久的な身分を保有する必要性がなくなることから、一部事務組合の職員として新たに任用するものとした。

(2) 給料

ア 広域化後に使用する給料表は、国の公安職俸給表（一）とし、8級制とする。

イ 広域化時の給料は、広域直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替に当たっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に位置付けることを原則に切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、国の公安職俸給表（一）に切替えた場合、既に最高号給を超えていいる職員が発生するため、一定の期間に限り経過措置を設けるものとする。

経過措置の具体的な内容は、広域化時に国の公安職俸給表（一）の対象外となる職員が格付けされた各級に対し、組合として独自に号給を継ぎ足すものとする。ただし、当該職員が退職したときをもって、順次継ぎ足した号給を廃止する。

《国の公安職俸給表（一）の選択について》

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な上命下服を明示し、組織の統一を確保するため階級制度があり、行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要になるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しくなる。また、国から消防職員は公安職俸給表

²¹ 消防事務の共同処理開始の時（平成28年4月1日）を指す。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

を適用することとする通知²²が発出されていることに鑑み、公安職俸給表(一)を使用することとした。

《広域化時の給料月額の位置付け及び号給の継足しについて》

切替の例		公安職俸給表(一)抜粋								号給の継足し								公安職俸給表(一)抜粋								本来の国の 給料表の号 給		
職務の級	号 働	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級			
階級	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内		
1	160,300	175,800	202,500	242,300	283,400	321,300	350,700	386,700		1	160,300	175,800	202,500	242,300	283,400	321,300	350,700	386,700		1	160,300	175,800	202,500	242,300	283,400	321,300	350,700	386,700
2	162,000	177,700	204,500	241,100	285,700	323,600	353,000	388,800		2	162,000	177,700	204,500	241,100	285,700	323,600	353,000	388,800		2	162,000	177,700	204,500	241,100	285,700	323,600	353,000	388,800
3	163,800	179,500	206,500	245,300	288,000	325,900	355,300	381,100		3	163,800	179,500	206,500	245,300	288,000	325,900	355,300	381,100		3	163,800	179,500	206,500	245,300	288,000	325,900	355,300	381,100
4	165,500	181,300	208,500	247,700	290,300	328,200	357,600	383,200		4	165,500	181,300	208,500	247,700	290,300	328,200	357,600	383,200		4	165,500	181,300	208,500	247,700	290,300	328,200	357,600	383,200
5	167,200	183,100	210,500	250,100	293,100	329,200	360,700	387,100		5	167,200	183,100	210,500	250,100	293,100	329,200	360,700	387,100		5	167,200	183,100	210,500	250,100	293,100	329,200	360,700	387,100
6	168,800	184,900	212,500	251,900	294,100	331,200	362,700	387,100		6	168,800	184,900	212,500	251,900	294,100	331,200	362,700	387,100		6	168,800	184,900	212,500	251,900	294,100	331,200	362,700	387,100
7	170,700	186,700	214,500	254,100	296,700	333,200	364,700	388,900		7	170,700	186,700	214,500	254,100	296,700	333,200	364,700	388,900		7	170,700	186,700	214,500	254,100	296,700	333,200	364,700	388,900
8	172,600	188,600	216,500	256,100	298,700	335,200	366,700	390,900		8	172,600	188,600	216,500	256,100	298,700	335,200	366,700	390,900		8	172,600	188,600	216,500	256,100	298,700	335,200	366,700	390,900
9	174,300	190,500	218,500	258,100	300,700	337,200	368,700	392,900		9	174,300	190,500	218,500	258,100	300,700	337,200	368,700	392,900		9	174,300	190,500	218,500	258,100	300,700	337,200	368,700	392,900
10	176,000	192,400	220,500	260,100	302,700	339,200	370,700	397,100		10	176,000	192,400	220,500	260,100	302,700	339,200	370,700	397,100		10	176,000	192,400	220,500	260,100	302,700	339,200	370,700	397,100
11	177,700	194,300	222,500	262,100	304,700	341,200	372,700	398,900		11	177,700	194,300	222,500	262,100	304,700	341,200	372,700	398,900		11	177,700	194,300	222,500	262,100	304,700	341,200	372,700	398,900
12	179,400	196,200	224,500	264,100	306,700	343,200	375,700	400,900		12	179,400	196,200	224,500	264,100	306,700	343,200	375,700	400,900		12	179,400	196,200	224,500	264,100	306,700	343,200	375,700	400,900
13	181,200	198,100	226,500	266,100	308,700	346,200	378,700	405,900		13	181,200	198,100	226,500	266,100	308,700	346,200	378,700	405,900		13	181,200	198,100	226,500	266,100	308,700	346,200	378,700	405,900
14	183,400	201,000	227,700	268,600	312,600	350,600	379,300	412,900		14	183,400	201,000	227,700	268,600	312,600	350,600	379,300	412,900		14	183,400	201,000	227,700	268,600	312,600	350,600	379,300	412,900
15	185,500	205,900	229,600	270,200	314,600	352,800	381,500	415,900		15	185,500	205,900	229,600	270,200	314,600	352,800	381,500	415,900		15	185,500	205,900	229,600	270,200	314,600	352,800	381,500	415,900
16	187,600	207,800	231,500	271,800	317,300	355,000	383,700	417,100		16	187,600	207,800	231,500	271,800	317,300	355,000	383,700	417,100		16	187,600	207,800	231,500	271,800	317,300	355,000	383,700	417,100
17	189,800	209,600	233,100	273,000	319,200	357,200	385,900	418,900		17	189,800	209,600	233,100	273,000	319,200	357,200	385,900	418,900		17	189,800	209,600	233,100	273,000	319,200	357,200	385,900	418,900
18	192,200	211,500	234,800	274,800	321,900	359,300	387,500	420,900		18	192,200	211,500	234,800	274,800	321,900	359,300	387,500	420,900		18	192,200	211,500	234,800	274,800	321,900	359,300	387,500	420,900
19	194,600	213,400	236,700	276,700	323,700	361,400	389,600	422,300		19	194,600	213,400	236,700	276,700	323,700	361,400	389,600	422,300		19	194,600	213,400	236,700	276,700	323,700	361,400	389,600	422,300
20	197,200	215,200	238,500	278,500	326,500	363,600	393,500	424,000		20	197,200	215,200	238,500	278,500	326,500	363,600	393,500	424,000		20	197,200	215,200	238,500	278,500	326,500	363,600	393,500	424,000
21	199,500	216,800	240,300	280,700	328,100	365,700	393,500	425,700		21	199,500	216,800	240,300	280,700	328,100	365,700	393,500	425,700		21	199,500	216,800	240,300	280,700	328,100	365,700	393,500	425,700
22	201,300	218,700	242,800	282,800	330,200	368,700	395,600	427,300		22	201,300	218,700	242,800	282,800	330,200	368,700	395,600	427,300		22	201,300	218,700	242,800	282,800	330,200	368,700	395,600	427,300
23	203,100	220,500	245,300	285,600	332,300	369,800	397,700	428,800		23	203,100	220,500	245,300	285,600	332,300	369,800	397,700	428,800		23	203,100	220,500	245,300	285,600	332,300	369,800	397,700	428,800
24	204,800	222,300	247,200	287,400	334,100	371,900	398,800	430,400		24	204,800	222,300	247,200	287,400	334,100	371,900	398,800	430,400		24	204,800	222,300	247,200	287,400	334,100	371,900	398,800	430,400
25	206,800	224,000	249,100	289,300	336,400	373,800	401,500	431,700		25	206,800	224,000	249,100	289,300	336,400	373,800	401,500	431,700		25	206,800	224,000	249,100	289,300	336,400	373,800	401,500	431,700
26	208,600	225,700	250,900	290,500	338,500	375,900	403,600	433,100		26	208,600	225,700	250,900	290,500	338,500	375,900	403,600	433,100		26	208,600	225,700	250,900	290,500	338,500	375,900	403,600	433,100
27	210,400	227,400	252,700	292,700	340,600	378,700	405,700	434,700		27	210,400	227,400	252,700	292,700	340,600	378,700	405,700	434,700		27	210,400	227,400	252,700	292,700	340,600	378,700	405,700	434,700
28	212,100	229,100	254,900	294,900	342,700	380,100	407,800	436,300		28	212,100	229,100	254,900	294,900	342,700	380,100	407,800	436,300		28	212,100	229,100	254,900	294,900	342,700	380,100	407,800	436,300
29	214,000	230,800	257,500	297,100	345,200	382,400	410,700	439,400		29	214,000	230,800	257,500	297,100	345,200	382,400	410,700	439,400		29	214,000	230,800	257,500	297,100	345,200	382,400	410,700	439,400
30	215,800	232,500	259,500	298,700	347,300	384,800	413,800	440,400		30	215,800	232,500	259,500	298,700	347,300	384,800	413,800	440,400		30	215,800	232,500	259,500	298,700	347,300	384,800	413,800	440,400
31	217,600	234,300	261,500	300,100	349,500	386,200	417,100	442,700		31	217,600	234,300	261,500	300,100	349,500	386,200	417,100	442,700		31	217,600	234,300	261,500	300,100	349,500	386,200	417,100	442,700
32	219,300	236,100	263,500	301,700	350,700	387,500	418,400	442,700		32	219,300	236,100	263,500	301,700	350,700	387,500	418,400	442,700		32	219,300	236,100	263,500	301,700	350,700	387,500	418,400	442,700
33	221,200	238,000	265,500	303,300	352,900	389,500	420,600	445,800		33	221,200	238,000	265,500	303,300	352,900	389,500	420,600	445,800		33	221,200</							

(3) 諸手当

ア 諸手当に対する基本的考え方

広域化後は、それぞれの市の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）となるよう調整を行う。

調整に当たっては、国の基準及び両市的一般行政職員の支給状況を考慮するとともに、広域化前との支給額（率）に大きな差が生じる場合は、必要に応じて経過措置を設けるものとする。

イ 広域化後の諸手当

扶養手当

国基準（八潮市の基準）に統一する。

住居手当

草加市の基準に統一する。

通勤手当

国基準（八潮市の基準）に統一する。

期末勤勉手当

草加市の支給率に統一する。

期末勤勉手当役職加算率

草加市の加算率に統一する（主査及び係長を除く）。ただし、主査及び係長は、一般職の位置付けとなるため、国基準に合わせて5%とする。

時間外勤務手当

主事、主任、主査及び係長までを支給対象範囲とする。

管理職手当

草加市の支給額に統一する（主査及び係長を除く）。

管理職員特別勤務手当

平成26年人事院勧告後の八潮市の基準に統一する。支給条件については、臨時又は緊急時のみとする。

特殊勤務手当

草加市の基準に統一する。

地域手当

国基準及び両市の支給率を考慮した上で統一する。広域化後は、それぞれの市の職員が同じ職場で同じ職務に従事することになるため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）となるよう調整を行う。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

手当種別		草加市	八潮市	広域化後(案)	備考
扶養	配偶者	13,500	13,000	13,000	国基準に統一
	配偶者以外	6,500	6,500	6,500	
	配偶者以外 配偶者なし 16歳・22歳 子	11,000 11,500	11,000 11,500	11,000 11,500	
住居	借家 12001円-23000円	12,000円を控除した額	12,000円を控除した額	12,000円を控除した額	草加市基準に統一
	借家 23001円-	23000円控除後の1/2 + 11000円	23000円控除後の1/2 + 11000円	23000円控除後の1/2 + 11000円	
	持家	4,000	新築5年以上1,000円 新築5年未満2,500円	4,000円	
通勤	用具利用	2-4km 3,000 4-6km 4,200 6-8km 4,600 8-10km 5,000 10-15km 7,100 15-20km 10,000 20-25km 12,900 25-30km 15,800 30-35km 18,700 35-40km 21,600 40-45km 24,400 45-50km 26,200 50-55km 28,000 55-60km 29,800 60km- 31,600	-5km 2,000 5-10km 4,100 10-15km 7,100 15-20km 10,000 20-25km 12,900 25-30km 15,800 30-35km 18,700 35-40km 21,600 40-45km 24,400 45-50km 26,200 50-55km 28,000 55-60km 29,800 60km- 31,600	-5km 2,000 5-10km 4,200 10-15km 7,100 15-20km 10,000 20-25km 12,900 25-30km 15,800 30-35km 18,700 35-40km 21,600 40-45km 24,400 45-50km 26,200 50-55km 28,000 55-60km 29,800 60km- 31,600	平成26年度人事院勧告による 国基準に統一
	電車	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃 通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ICカード特典分を控除	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃 通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ICカード特典分を控除	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃 通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ICカード特典分を控除	
	バス				
期末	6月	1.225	一般職 1.225 管理職 1.025	1.225	当該年度における草加市の支 給率に統一
	12月	1.375	一般職 1.375 管理職 1.175	1.375	
勤勉		0.675	一般職 0.675 管理職 0.875	0.675	当該年度における草加市の支 給率に統一
期末 勤勉 役職加 算率	部長相当職	20%	20%	20%	草加市の加算率に統一(ただ し、主査は一般職の位置づけと なるため、国基準に合わせて 5%とした。)
	次長相当職	15%	17%	15%	
	課長相当職	13%	15%	13%	
	課長補佐相当職	11%	10%	11%	
	主幹	10%	10%	10%	
	係長	8%	5%	5%	
	主査	5%	5%	5%	
	主任	5%	3%	5%	
時間外 勤務	支給範囲	主事・主任	主事・主任・主査・係長	主事・主任・主査・係長	主査・係長も時間外対象者
管理職	部長相当職	100,000	65,000	100,000	草加市の基準に統一
	次長相当職	70,000	60,000	70,000	
	課長相当職	60,000	55,000	60,000	
	課長補佐相当職	50,000 · 45,000	40,000	50,000 · 45,000	
	係長相当職	43,000 · 40,000			
管理職 員特別	部長相当職		現行 12,000	12,000	H26人勤後の八潮市の基準に 統一。支給は災害対応等の 臨時・緊急時とする。
	次長相当職		現行 10,000	10,000	
	課長相当職		現行 8,000	8,000	
	課長補佐相当職		現行 6,000	6,000	
特殊 勤務	夜間特殊勤務	2h未満 160 2h以上-5h未満 200 5h以上 300		2h未満 160 2h以上-5h未満 200 5h以上 300	草加市の基準に統一
	夜間災害出動	1回 750		1回 750	
	死体処理	1回 1,000		1回 1,000	
	緊急消防援助隊出動	1日 5,000		1日 5,000	
地域		現行 6% (H26人勤前国基準 3%) (H26人勤後国基準 6%)	現行 3% (H26人勤前国基準 3%) (H26人勤後国基準 6%)	国基準に統一及び両市の支 給率を考慮した上で統一	

(4) 職名及び階級

ア 広域化後の消防長の階級は、消防正監とする。

イ 階級と職名は密接な関係があることから、広域化後の階級と職名はそれぞれ整合性を図るものとし、階級と職のかい離が生じないようにする。

ウ 広域化時の階級は、原則として広域化前のそれぞれの昇任制度で付与されたものを引き継ぐものとする。ただし、他の職員との均衡を図り特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。

広域化後の人口が約33万人、消防吏員数が320人以上となることから、消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）に基づき、消防正監（人口30万人以上又は消防吏員数200人以上）を消防長の階級とする。

消防職員には、火災、救急及び救助等の事案が発生した場合、上位者の指揮の下、統制のとれた部隊行動を遂行することが必要であり、そのために階級制度が存在しているが、自治体職員の一員でもあるため、一般行政職の職名（職級）でもそれぞれ格付けがなされており、広域化後は、職と階級の整合性を図るものとする。

また、消防独自の表彰制度、研修制度、更には現場活動時の部隊運用を鑑み、原則として広域化前の階級は保障する。

《両市の階級比較》

草加市消防本部		八潮市消防本部	
職務の級	職名（階級）	職務の級	職名（階級）
9	消防長 (消防正監)	8	消防長 (消防司令長)
8	次長・消防署長 (消防監)	7	次長・消防署長・参事 (消防司令)
7	課長・副署長・分署長 (消防司令長)	6	課長・主幹 (消防司令)
6	課長補佐・主幹 (消防司令)	5	課長補佐・副主幹 (消防司令)
5	係長・主査 (消防司令補)	4	係長・主査 (消防司令補)
4	主任 (消防士長)	3	主任 (消防士長)
3	主事（特に困難な業務） (消防士長・消防副士長)	2	主事（相当高度な経験） (消防士長・消防副士長・消防士)
2	主事（相当困難な業務） (消防副士長)		
1	主事 (消防士)	1	主事（定例業務） (消防士)

(5) 教育訓練・研修等

社会環境の変化が激しい中では、自らその環境に気づき、それに即応するよう自ら改革し、常に社会的要請に即した職員を育てることが基本となる。

このため、広域化後の消防本部では、知識や技術の習得とともに、規範的・人間的側面を意識した上で研修を実施していくものとする。

研修計画は、次の事項を考慮した上で広域化後の消防本部で策定するものとする。

ア 専門能力の向上

消防業務の高度化と専門化に対応するため、埼玉県消防学校、消防大学校等の研修機関を活用し、専門職員の育成を図る。

一部事務組合の運営に必要な研修を行う。

職務上必要な資格取得を推進する。

公務員として必要な知識等を身につけるため、構成市の行政課題を把握できる取組についても検討するものとする。

イ 行動特性の育成

広域消防本部としての組織目標（市民の安心安全の確保）を達成するためには、常に自己発展し続ける職員の育成が必要であることから、個々の職員の行動特性を計画的に育成するものとする。具体的には、普段の業務の根幹となる危機管理意識の醸成、倫理観の向上、自立性の確保等といった規範的側面を集合教育やOJTを活用する中で計画的に育成するものとする。

《資格保有者数》

平成26年4月1日現在

	合計	草加市消防本部	八潮市消防本部
救急救命士	89	63	26
薬剤投与	77	50	22
気管挿管	29	20	9
救急資格	180	122	58
救助資格	70	39	31
高所作業車	16	16	0
クレーン	64	34	30
玉掛	67	35	32
小型船舶（限定を含む。）	50	17	33
大型自動車	176	120	56
自動二輪	208	151	57
陸特無線	199	124	75
特管廃棄物（PCB・医療廃棄物）	11	10	1
衛生管理者	10	5	5
第2種酸欠作業	47	18	29
潜水士	18		18
高圧ガス	9		9

草加市消防本部では、上記表のうち 印の資格保有者については、把握していない。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

《消防大学校・埼玉県消防学校研修派遣の状況》 平成25年度

		受講者数	草加市消防本部	八潮市消防本部
消防大学校	新任消防長科	0	0	0
	上級幹部科	0	0	0
	幹部科	1	1	0
	警防科	0	0	0
	救助科	1	1	0
	救急科	0	0	0
	予防科	0	0	0
	危険物科	0	0	0
	火災調査科	0	0	0
	小計	2	2	0
埼玉県消防学校	救急救命士養成所	2	1	1
	初任教育	17	13	4
	警防科	2	1	1
	予防査察科	0	0	0
	火災調査科	1	1	0
	救急科	9	6	3
	救助科	2	1	1
	初級幹部科	2	1	1
	中級幹部科	0	0	0
	上級幹部科	0	0	0
	特殊災害科	0	0	0
	警防活動教育	2	1	1
	幹部特別教育	1	1	0
	実科指導員教育	2	1	1
	小計	40	27	13
合計		42	29	13

近年、社会環境の変化や科学技術の発達に伴い、消防の職務が年々高度化しており、予防業務や救急業務をはじめ、様々な分野で専門性が強く求められているため、専門職員の育成と確保が急務となっている。

また、今後10年間で職員全体の約3割が定年退職を迎えることから、消防活動に支障が出ないよう、資格保有者を計画的に育成する必要がある。

一方で、知識や技術といった比較的開発が容易で業務への効果が見えやすい部分を自発的かつ効果的に発展させていくためには、開発に比較的時間を要し直接的な効果が見えにくい部分である規範的側面の育成も不可欠であることから、計画的・体系的に育成を行うものとする。

(6) 貸与物品

広域化後は、貸与物品の統一を図るものとする。

広域化後の貸与物品の仕様は、原則として広域化前の草加市消防本部の例に統一するものとする。

ただし、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまでの間、引き続き使用できるものとし、順次統一を図るものとする。

《両市の貸与物品比較の一例》

防 火 服			
草加市消防本部	八潮市消防本部		
活動服			
草加市消防本部	八潮市消防本部		

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

貸与物品は、消防組織法第16条第2項及び消防吏員服制基準に基づき、草加市及び八潮市の規則で規定されている。

現在、貸与物品の種類は、両消防本部とも概ね共通しているが、細部の仕様は異なっている。したがって、広域化後の業務を円滑に進めるため、仕様等の統一を図る必要があるが、広域化に係る経費を必要最小限にするため、職員数の多い草加市消防本部の例に統一する。

また、従前の市の活動服等で広域化後も使用可能なもののうち、市の名称が印字（刺繡）されているものは、広域消防の名称が記載された当て布をした上で継続使用するなどの対応を取るものとする。

4 施設整備

(1) 消防施設整備計画

ア 拠点施設の整備

広域消防組織の本部庁舎は、地理的に両市の中央に位置し、人口規模や道路事情等を総合的に勘案して草加市消防本部庁舎とするが、本部（消防署を含む。）機能としては狭隘なため、広域化後の建設に向け検討を進める。

なお、指令センターについては、平成21年度に建設され耐震強度が十分備わっており、デジタル無線の基地局を整備するための機能を有している八潮市消防本部庁舎に消防救急デジタル無線機能を備えた指令センターを整備する。

イ 消防施設整備計画

広域化後の消防署所の新設、既存施設の改築や改修の計画については、再配置を含め、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化及び均等化を目的として、広域化後速やかに検討する。

ウ 消防施設整備方針

消防署所の新設及び既存施設の改築に要する用地取得並びに建設は、当該所在地の市の負担をもって、広域消防組織が事業執行するものとする。ただし、市境付近に新たな署所を建設する場合の用地取得及び建設にあっては、別途協議するものとする。

《消防施設整備計画》

草加市消防本部庁舎は、竣工当時の同庁舎に勤務する職員は71名であったが、現在では107名が勤務しており、建物自体が狭隘となっている。広域化後の本部庁舎の役割等を考慮すると、拡充が必要である。

また、消防署についても、本部と同様に単独消防を前提に建てられているため、広域化後に消防署機能を強化（広域化のメリットにより、現在よりも高度な車両・資機材を導入することや警防隊や救急隊の増隊等）する場合、元々の建物が狭隘であるため、建設等の検討が必要である。

なお、現在の署所配置は、単独消防を前提としているため、広域化した場合は、中長期的な視点に立ち、消防車両の走行限界時間（4分30秒）²³を考慮した適正配置を検討する必要がある。

²³ 出動から放水までの所要時間が6分30秒を超えると急激に延焼率が高まることから、火元建築物1棟の独立火災で消火するためには、消防隊は出動後6分30秒以内に放水を開始しなければならない。消防活動実態調査結果より、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの準備時間は平均2分である。したがって、消防ポンプ自動車の走行に充てられる時間は4分30秒である。（消防力の整備指針・消防水利の基準 ぎょうせい 37頁）

(2) 車両更新計画

ア 車両配置

基本的には現行の車両台数を維持し、消防力を有効に機能させるため、車両の一部の配置替えを行う。

イ 更新基準

広域化後の更新基準を定め、更新時期の統一を図る。

なお、救急自動車は、救急件数の増加により走行距離が著しく増加した場合（概ね15万km）には、更新基準年に満たなくても更新するものとする。

ウ 特殊車両の配備

特殊車両については、消防力の整備指針等を勘案し見直しを行う。

見直しに当たっては、道路整備状況、交通量、署所の配置状況及び隣接する消防署からの対応範囲等を勘案した配備とともに、より高度な機能を有した消防車両への更新や充足率を考慮した見直しを行うものとする。

エ 更新計画

広域化後の更新基準及び特殊車両の配備を考慮して車両更新計画を策定する。

車両の更新に当たっては、車種ごとに更新年度を合わせて事務の効率化を図るとともに、一括購入による1台当たりの財政負担を抑えながら健全な財政運営に努める。

また、人員搬送車、広報車・連絡車等一部の車両については、次回更新時においてリース契約への切り替えの検討を進めながら費用の抑制を図る。

《参考：車両更新計画》

広域化前

	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学消防車	救急自動車	救助工作車	指揮車
草加市消防本部	16年	20年	16年	8年	16年	16年
八潮市消防本部	15年	20年	20年	10年	15年	15年

	高所作業車・特殊災害車	多目的災害車	資機材運送車	人員搬送車	司令車	広報車・連絡車等
草加市消防本部	16年	20年	16年	20年	15年	15年
八潮市消防本部	—	—	15年	12年	15年	12年

広域化後

	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学消防車	救急自動車	救助工作車	指揮車
広域消防組織	16年	20年	20年	10年	16年	16年
	高所作業車・特殊災害車	多目的災害車	資機材運送車	人員搬送車	司令車	広報車・連絡車等
広域消防組織	20年	20年	16年	20年	15年	15年

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

車両更新計画（案）

	現有台数	署所・数量等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	更新台数
消防ポンプ車	11	配置場所	北分署				青柳分署	八潮署		八潮署		西分署	5
		経過年数	18				18	18		18		18	
		整備数量	1				1	1		1		1	
はしご自動車	2	配置場所	八潮署				草加署						2
		経過年数	20				20						
		整備数量	1				1						
はしご自動車 オーバーホール	-	配置場所	草加署										-
		オーバーホール	オーバーホール										
化学消防車	2	配置場所										青柳分署	1
		経過年数										20	
		整備数量										1	
救急自動車	11	配置場所	西分署	北分署	八潮署	草加署		草加署/青柳分署		谷塚ステーション	草加署/八潮署	八潮署/北分署	11
		経過年数	12	10	10	10		10		10	10	10	
		整備数量	1	1	1	1		2		1	2	2	
救助工作車	2	配置場所	八潮署				草加署						2
		経過年数	18				18						
		整備数量	1				1						
指揮車	2	配置場所				草加署	八潮署						2
		経過年数				18	18						
		整備数量				1	1						
高所作業車	1	配置場所											0
		経過年数											
		整備数量											
特殊災害車	1	配置場所								青柳分署			1
		経過年数								20			
		整備数量								1			
多目的災害車	2	配置場所			西分署/北分署								2
		経過年数			20								
		整備数量			2								
資機材運送車	2	配置場所							八潮署/青柳分署				2
		経過年数							18				
		整備数量							2				
人員輸送車	2	配置場所							青柳分署				1
		経過年数							20				
		整備数量							1				
司令車	2	配置場所	八潮署										1
		経過年数	17										
		整備数量	1										
予防車・監察車	6	配置場所	消防局					消防局	消防局	消防局			5
		経過年数	18					15	15	15			
		整備数量	1					1	1	2			
連絡車	6	配置場所	草加署					消防局		消防局			3
		経過年数	18					15		15			
		整備数量	1					1		1			
合計	54	整備数量	3	5	1	4	3	8	1	9	2	4	38

*リース車両、ポートトレーラー、自動二輪車を除く

上記車両更新計画（案）は更新期限の目安であり、走行距離・車両の状態等を考慮する必要があるため、標記の更新年度に対して多少前後することが想定される。

(3) 通信施設

消防救急デジタル無線基地局は、八潮市消防本部庁舎に設置する。

八潮市消防本部庁舎は平成21年完成で、消防庁舎としての耐震強度も十分に確保されており、デジタル無線アンテナ用鋼管柱増設のための基礎が庁舎建設時に設置されていることから、同庁舎を使用することが適当と判断した。

(4) 消防水利

広域化後の消防水利整備事業については、動力消防ポンプ自動車による消火活動を行うための重要な施設整備であることから、各市域の消防水利配置計画に基づき、広域消防組織において事業を行う。

(5) 電算システム

広域消防組織における業務の円滑な執行を図るため、署所間ネットワークや電算システムの環境整備を行うものとする。

現在、草加市でリース（長期継続契約）しているOA機器等で広域化移行時をまたぐものは、原則としてそのリース期間満了まで一部事務組合に貸与するものとする。具体的には、草加市のネットワーク環境を引き続き活用し、八潮市消防本部庁舎を含めたネットワーク回線の構築を行うものとする。

草加市のネットワーク回線を八潮市消防本部へ延長することで広域化準備経費の抑制が期待できる。

5 財政・財産

(1) 財政規模

ア 財政規模

財政規模は、広域化前の消防費及び消防組織運営上必要な経費（職員厚生費、総合事務組合負担金、各種業務システム使用料等）の予算額の総額を基本とする。

大規模な事業（施設改修、車両の更新等）については、計画的に実施するとともに、経費の抑制に努めるものとする。

なお、現時点で想定されない新たな条件が生じた場合には、両市の財政状況を踏まえて協議を行うこととする。

イ 財政計画

上記の財政規模を原則とし、消防施設整備計画、車両更新計画等に沿った健全で計画的な財政運営を堅持していくことを基本とする長期財政計画を策定する。

(2) 経費の負担方法

ア 経常的経費の負担方法

負担方法

人口割（1月1日の住民基本台帳人口）とする。

経過措置

広域化の初年度及び2年目は経過措置を設けるものとする。

広域化前の消防費に係る決算額の直近3年平均の割合。

（消防団・消防水利・庁舎建設・大規模改修等の経費を除く）

単独事業

広域化前の各市の単独事業を引き続き行う場合は、当該市の負担とする。

イ 投資的経費の負担方法

広域消防組織の準備経費

広域化前の消防費に係る決算額の直近3年平均の割合。

（消防団・消防水利・庁舎建設・大規模改修等の経費を除く）

消防車両、資機材等の備品、その他消防設備に要する経費

アの 及び 同じ取扱いとする。

庁舎等消防施設の建設及び大規模改修工事等に要する経費

当該所在地の市に建設する庁舎等は、当該所在地の市の負担とする。

ウ 消防団経費

消防団経費は、各市の非常備消防組織であることから、当該市の負担とする。

工 消防水利経費

消防水利は、各市の区域内の消火栓、防火水槽、貯水槽等の配置計画に基づき、新設・解体・維持管理を行うことから、当該市の負担とする。

才 その他

人口比率の急激な変化など、特別の事由により必要がある場合は、両首長が協議できる旨を規約に設けるものとする。

《経費の負担方法一覧》

種類	負担方法
経常的経費 / 広域消防組織の準備経費 消防車両の更新 / 資機材等備品購入等	人口割 平成29年度まで経過措置 (地方債を活用した場合は後年度償還額)
各市の単独事業 / 消防水利経費 消防団経費 / 庁舎建設・大規模改修等	各市の負担 (地方債を活用した場合は後年度償還額)

両市の災害出動件数の5か年（平成21年から平成25年まで）を平均すると、草加市73.95%、八潮市26.05%と、人口の割合（草加市74.21%、八潮市25.79%）とほぼ比例しており、消防活動に直結しているといえる。

したがって、消防行政の負担を客観的に分担する方法として、人口の割合は適している。

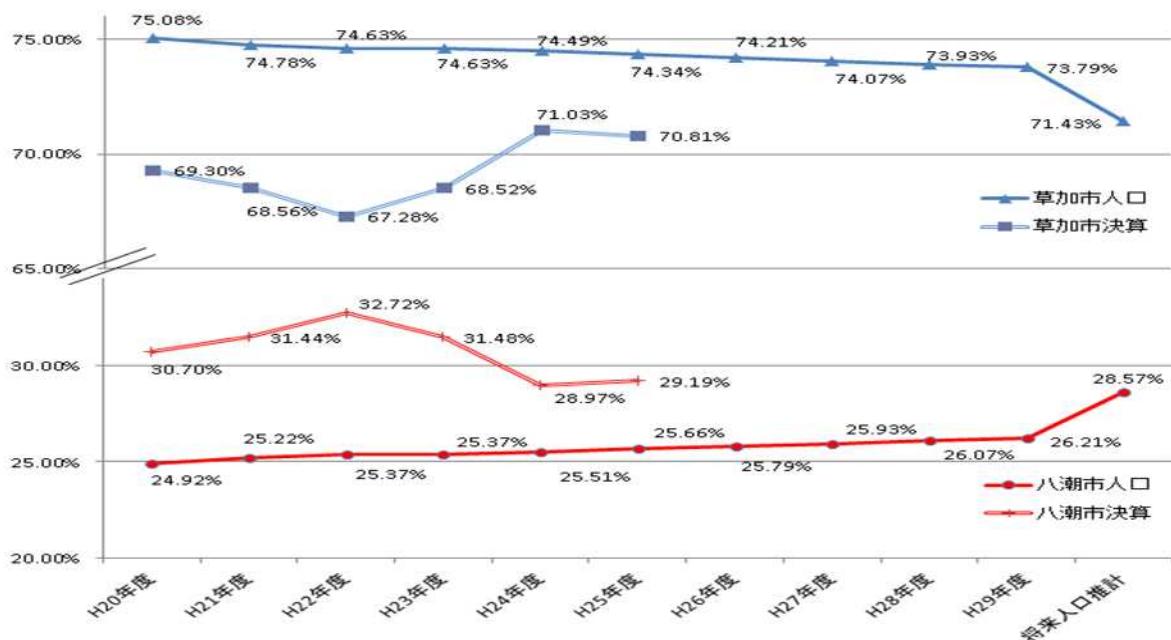
しかし、人口の割合と平成25年度消防費決算額（共通経費）では、3.4%の差が生じているため、広域化後すぐに人口割とすることは公平性を欠く可能性が高い。このため、経過措置を設けて将来の負担割合に緩やかに移行する方法をとった。

なお、広域化前の決算額は平成27年度までとなるため、直近3年平均の経過措置を設ける場合の対象期間は、平成27年度の準備経費から平成29年度までとなる。

また、人口が現在の割合（年0.14%）で推移した場合、平成29年1月1日では、草加市73.79%、八潮市26.21%程度になる見込みである。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

《人口推計と決算額の推移》



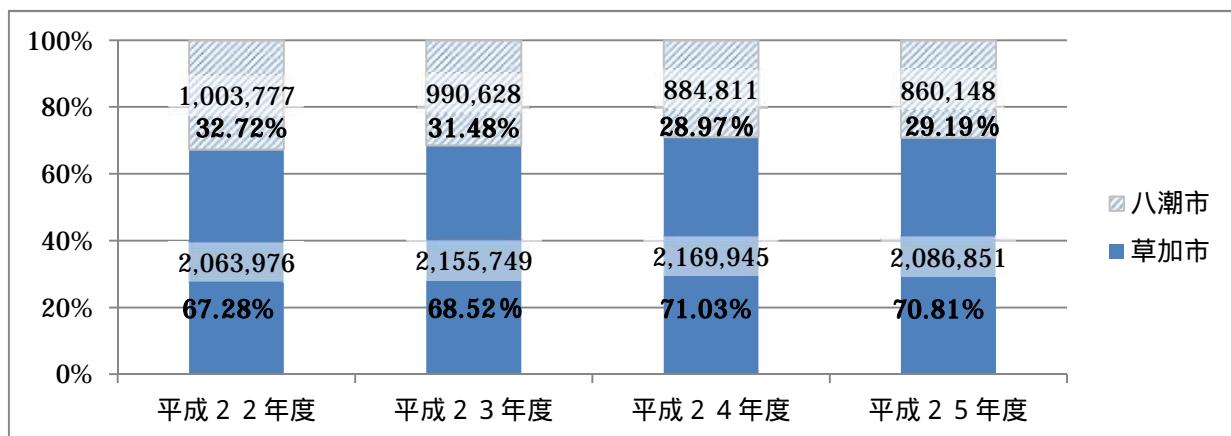
《過去 5 年間における災害総件数の推移》

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	5 年平均 灾害出動	比率
草加市	9,366	9,956	10,434	10,711	10,593	10,212	73.95%
八潮市	3,186	3,579	3,670	3,720	3,837	3,598	26.05%
計	12,552	13,535	14,104	14,431	14,430	13,810	100.0%

決算額の推移をみると、草加市では、谷塚ステーションの開所に伴う職員の増員により増加傾向であり、更に、平成 26 年度には職員 3 人を増員していることから、今後も草加市の割合が引き続き高くなることが推測される。

《決算額（単独経費を除く）の推移》

(決算額の単位 : 千円)

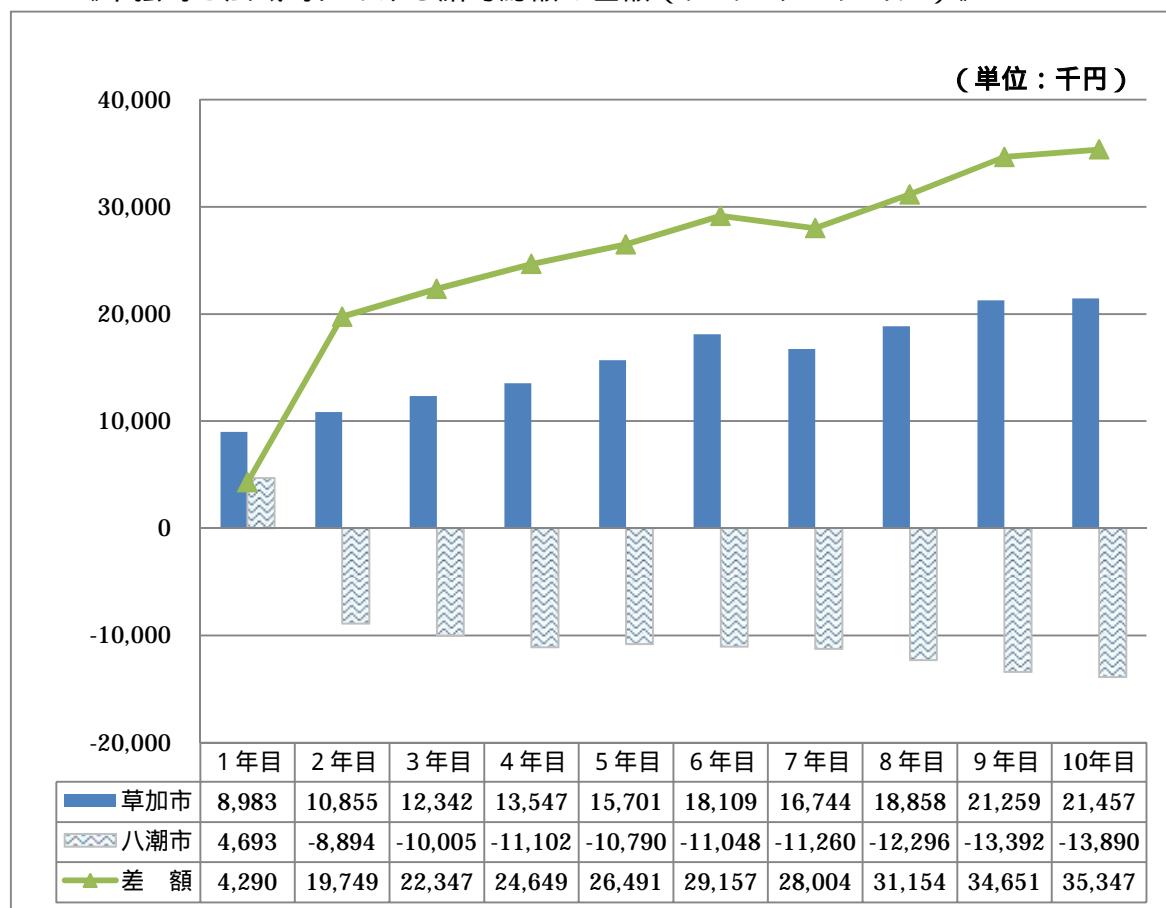


広域化後は、草加市で採用された消防職員の給与形態が変化するため、給与総額の試算では、単独消防時よりも増加が予想される。また、職員の年齢構成を見ても草加市の30歳代から40歳代前半の職員が多くの比率を占めているため、今後も増加傾向になることが想定される。

一方、八潮市で採用された消防職員の給与総額は、長期にわたり減額傾向が予想され、職員の年齢構成も平均化しているため、単独時よりも減額すると想定される。

今後の広域消防組織を担う職員人件費については、草加市職員の比率が高くなることが伺えるが、これらの諸条件を総合的に考慮した結果、経過措置を適用することができる平成29年度まで消防費決算額の直近3年平均の割合とし、将来的には人口の割合（平成30年度以降）とする方法が最も適しているものと判断した。

《単独時と広域時における給与総額の差額（シミュレーション）》



(3) 財産の取扱い

ア 消防用地

消防用地の取扱いは、広域消防組織へ無償譲渡するものとし、その後の維持管理は広域消防組織で行うものとする。

ただし、草加市消防署青柳分署は、草加市市民生活部廃棄物資源課との合同庁舎であることから、当該土地は建物の割合をもって草加市と広域消防組織それぞれの持分とする。

イ 消防庁舎

消防庁舎の取扱いは、広域消防組織へ無償譲渡するものとし、その後の維持管理は、広域消防組織で行うものとする。

また、草加市立病院内に設置している救急ステーションは、使用許可を与える。

ウ 車両、資機材その他備品

車両、資機材その他備品の取扱いは、広域消防組織へ無償譲渡するものとし、その後の維持管理は、広域消防組織で行うものとする。

エ 消火栓

消火栓は、水道施設の一部であることから、市の所有（水道事業者）とする。

オ 防火水槽等

広域化移行時の防火水槽の取扱いは、広域消防組織へ無償譲渡するものとする。ただし、市の施設から区分できない場合は市の財産とし、広域消防組織へ使用許可を与える。

広域化前の消防用地及び消防施設については、広域化後の維持管理を考慮し、広域消防組織へ無償譲渡とする。将来的に消防業務で不要となった消防用地や仮に一部事務組合に解散が生じた場合は、広域化時に譲渡を受けた消防用地及び消防施設をそれぞれの市へ返還することを条件に無償譲渡することとした。

広域化時にそれぞれの市が保有している車両、資機材等の備品を無償貸与とした場合、広域化後の維持管理が迅速に行えないことから、無償譲渡とした。

消火栓は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条において、水道事業者が設置しなければならないものとされており、当該消火栓の設置及び管理に要した費用は、市町村が相当額を補償することとされていることから、同法の規定に基づき水道事業者の所有とする。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

防火水槽は、消防水利が不足した昭和40年代から同50年代にかけて、地権者から土地を賃貸借又は使用貸借した上で消防本部が設置したもの、市の施設に設置しているもの、宅地等の開発行為によって開発行為者によって設置されたものがある。特に、民地上に設置した防火水槽は、土地の利用形態が変化してきており、解体を希望する地権者が増える傾向にあり、解体した場合の周辺地域の水利配置なども総合的に考慮した上で事務を執行する必要があるため、広域消防組織で管理することが適当である。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

消防本部が所管する土地の現況

消防本部名	庁舎名	代表地番	地番ごとの住所	地番ごとの面積(m ²)	合計面積(m ²)
草加市消防本部	消防本部 消防署	草加市神明二丁目2番2号	神明二丁目109番2	297.52	
			神明二丁目110番1	148.00	
			神明二丁目110番2	85.83	
			神明二丁目110番5	26.53	
			神明二丁目110番6	9.40	
			神明二丁目111番	786.77	1671.22
			神明二丁目112番1	92.56	
			神明二丁目112番2	92.56	
			神明二丁目110番3	92.23	
			神明二丁目110番4	33.16	
			神明二丁目106番15	5.71	
			神明二丁目106番18	0.95	
	西分署	草加市西町108番地2	西町65番2	63.60	
			西町65番4	62.55	
			西町106番	730.00	1831.34
			西町107番	975.19	
	青柳分署合同庁舎	草加市青柳六丁目23番6号	青柳六丁目3493番1	1583.00	2235.76 (左欄面積の和のうち 42.24%)
			青柳六丁目3496番	1610.00	
			青柳六丁目3497番	2100.00	
	北分署	草加市清門二丁目1番地43	清門二丁目1番地43	1009.78	
			清門二丁目1番地44	603.77	1613.55
	谷塚ステーション	草加市谷塚町525番地2	谷塚町字東地総田耕地525番2 谷塚町字東地総田耕地525番5	424.00 95.70	
計(借地除く)					5635.81

消防本部名	庁舎名	代表地番	地番ごとの住所	地番ごとの面積(m ²)	合計面積(m ²)
八潮市消防本部	消防本部 消防署	八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地	鶴ヶ曽根1172-2	46.00	
			1173	274.00	
			1174	85.00	
			1175	39.00	
			1177	489.00	
			1178	604.00	
			1179	214.00	
			1180-1	53.00	
			1181	36.00	
			1182	26.00	
			1183-1	141.00	6228.61
			1184-1	459.00	
			1185	783.00	
			小作田 64-3	12.00	
			65-3	7.61	
			69	1077.00	
			70-1	92.00	
			70-2	13.00	
			70-3	13.00	
			71	1765.00	
計					6228.61

*両市とも資材置き場等なし

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

消防庁舎の現況

消防本部名	所在地	庁舎等名称	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	開署(所) 設置年月
草加市消防本部	草加市神明二丁目2番2号	消防本部 消防署	鉄筋コンクリート造 3階建	410.91	1266.15	昭和43年10月
	草加市西町108番地2	西分署	鉄骨造 3階建	485.79	1071.76	平成23年4月
		自転車置場A	アルミ製	9.56	9.56	
		自転車置場B	アルミ製	9.56	9.56	
		ポンベ保管庫・油庫	鉄筋コンクリート造 1階建	8.00	8.00	
	草加市青柳六丁目23番6号	青柳分署合同庁舎	鉄筋コンクリート造 2階建 うち青柳分署部分	(1050.63) 462.15	(1728.00) 729.90	昭和54年10月
		物置A	鉄骨造 1階建	31.85	31.85	
		物置B	プレハブ造 1階建	4.25	4.25	
		ホース乾燥棟	鉄筋コンクリート造 1階建	6.25	18.75	
	草加市清門二丁目1番地43	車庫(化学車用)	鉄筋コンクリート造 1階建	110.00	110.00	平成17年3月
		北分署	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建	497.04	909.49	平成11年4月
		LPG庫	鉄筋コンクリート造 1階建	5.04	5.04	
	草加市谷塚町525番地2	谷塚ステーション	鉄骨造 2階建	175.24	292.42	平成24年4月
		自転車置場	アルミ製	9.60	9.60	
計						2225.24 4476.33

(使用許可)草加市立病院内

消防本部名	所在地	庁舎等名称	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	開署(所)・設置年月
草加市消防本部	草加市草加2丁目21番1号	救急ステーション	37443.20	28.18	平成24年4月

消防本部名	所在地	庁舎等名称	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	開署(所)・設置年月
八潮市消防本部	八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地	消防本部 消防署	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建	1787.78	3787.86	平成21年7月
		訓練塔A塔	鉄骨造6階建(高さ21.5m)	60.00	274.50	
		訓練塔B塔	鉄骨造2階建(高さ7.4 m)	75.00	120.00	
		本部車庫	鉄骨造1階建	187.00	187.00	
		少量危険物・ 災害備蓄庫	補強コンクリートブロック造	54.00	54.00	
		ゴミ置場	補強コンクリートブロック造	12.00	12.00	
		自転車置場A	鉄骨造(20台)	18.40	18.40	
		自転車置場B	鉄骨造(10台)	9.02	9.02	
		自転車置場C	鉄骨造(10台)	9.02	9.02	
		受水槽ポンプ室	鉄骨造1階建	6.00	6.00	
計						2218.22 4477.80

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

消防車両一覧

草加市

番号	車両の種類	ナンバー	登録年月日
消防用自動車	消防ポンプ自動車(草加1)	春日部830す2013	平成25年12月5日
	消防ポンプ自動車[西1]	春日部831ま119	平成22年11月17日
	消防ポンプ自動車[西2]	春日部831ぬ119	平成21年11月11日
	消防ポンプ自動車(青柳1)	春日部830ふ119	平成17年2月23日
	消防ポンプ自動車(青柳2)	春日部831ろ119	平成25年1月18日
	消防ポンプ自動車(北1)	春日部830さ2015	平成27年1月8日
	消防ポンプ自動車(北2)	春日部800さ5852	平成14年1月29日
	消防ポンプ自動車[谷塚1]	春日部831む119	平成23年10月26日
	はしご自動車	春日部830せ119	平成13年12月14日
	化学消防車	春日部830も119	平成18年3月23日
	救急自動車(救急やつか1)	春日部830さ2014	平成26年1月8日
	救急自動車(救急そつか3)	春日部830は119	平成16年12月14日
	救急自動車(救急そつかきた2)	春日部830つ119	平成14年12月10日
	救急自動車(救急そつかきた1)	春日部831す119	平成20年2月27日
	救急自動車(救急じじ1)	春日部830せ2014	平成26年10月28日
	救急自動車(救急そつか2)	春日部831は119	平成22年1月20日
	救急自動車(救急そつか1)	春日部831ぬ119	平成24年1月11日
	救急自動車(救急あわやぎ1)	春日部831も119	平成24年1月11日
	救助工作車	春日部830ね119	平成16年11月25日
	指揮車	春日部830て119	平成15年7月10日
	特殊車(特殊災害対応車)	春日部800さ9558	平成16年3月1日
	特殊車(高所救助車)	春日部831て119	平成21年2月19日
	特殊車(資機材搬送車[青柳])	春日部831せ119	平成20年2月28日
	特殊車(西・多目的)	春日部830ま119	平成17年9月14日
	特殊車(北・多目的)	春日部830ほ119	平成17年9月14日
	特殊車(火災原因調査車)	春日部800さ2845	平成12年7月26日
	特殊車(予防広報車)	春日部800す3523	平成20年1月22日
	特殊車(軽連絡車[総務課])	春日部880あ354	平成21年1月30日
	特殊車(連絡車[総務課])	春日部830る119	平成19年2月23日
	特殊車(情報収集用バイク[草加])	1春日部か1633	平成17年3月
	特殊車(情報収集用バイク[北])	1春日部か1635	平成17年3月
	特殊車(情報収集用バイク[青柳])	1春日部か1634	平成17年3月
消防用自動車以外	司令車	春日部331る2014	平成26年6月30日
	連絡車(旧司令車)	春日部56ほ2505	平成10年9月20日
	軽連絡車(谷塚)	春日部40え331	平成2年3月10日
	軽連絡車(本10)	春日部40ひ8671	平成11年5月31日
	軽予防調査車	春日部480え3512	平成20年7月1日
	軽調査車(消防防災課)	春日部40こ8743	平成12年6月21日
	ボートトレーラー二輪	大宮88む10	昭和55年8月5日
	人員搬送車	春日部200さ314	平成15年9月20日
	防災指導車(地震体験車・青柳)	春日部830む119	平成17年10月26日

八潮市

番号	車両の種類	ナンバー	登録年月日
消防用自動車	消防ポンプ自動車(八潮1)	春日部800は616	平成19年12月5日
	消防ポンプ自動車(八潮2)	春日部830さ8402	平成23年12月8日
	消防ポンプ自動車(八潮3)	春日部800す1428	平成17年10月6日
	はしご自動車	春日部88や638	平成10年2月17日
	化学消防車	春日部890す2211	平成22年11月11日
	救急自動車(救急八潮1)	春日部880す2782	平成19年2月14日
	救急自動車(救急八潮2)	春日部831ち119	平成20年11月13日
	救急自動車(救急八潮3)	春日部800す739	平成17年2月28日
	救助工作車	春日部830せ840	平成13年3月26日
	指揮車	春日部800す25	平成16年6月29日
	特殊車(軽監察車[八潮予防3])	春日部80あ82	平成7年5月24日
	特殊車(査察車[八潮予防1])	春日部831そ119	平成20年7月31日
	特殊車(査察車[八潮予防2])	春日部830す840	平成13年3月28日
	特殊車(作業車[八潮搬送1])	春日部800す3202	平成19年8月7日
	特殊車(連絡車[八潮警防1])	春日部830ね840	平成16年8月8日
自消防勤防車用以外	司令車	春日部330せ840	平成12年9月25日
	人員搬送車	春日部333ぬ119	平成21年7月28日
	ボートトレーラー	春日部88む7	平成6年7月6日
	連絡車	春日部501つ5316	平成20年11月4日

表中「特殊車」とは、消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、救急自動車、救助工作車及び指揮車のほか、火災の鎮圧、災害の防除、支援活動等のため配置している消防用自動車のこという。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

消防団施設の現況

草加市消防団

分団名	所在地	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	開署(所)・設置年月
第1分団第1部	草加市瀬崎二丁目34番1号	鉄骨造2階建	26.04	52.08	昭和48年10月
第1分団第2部	草加市谷塚町525番地2	鉄骨造2階建	34.01	69.29	平成24年3月
第1分団第3部	草加市柳島町59番地1	鉄骨造2階建	33.28	66.56	平成16年1月
第2分団第1部	草加市吉町三丁目3番53号	鉄骨造2階建	33.57	67.14	平成8年3月
第2分団第2部	草加市吉町一丁目1番41号	詰所:コリート' ワッカ造2階建(市の施設2階使用) 車庫:推定鉄骨造平屋建(市の施設1台分)	市管財課車庫 の一部を借用	37.07 15.86	昭和46年建設 平成17年8月取得
第2分団第3部	草加市氷川町2104番地10	鉄骨造2階建	39.65	59.47	平成5年3月
第3分団第1部	草加市神明二丁目2番2号	詰所:なし 車庫:鉄骨造平屋建	20.35	20.35	昭和47年3月
第3分団第2部	草加市稻荷三丁目20番7号	軽量鉄骨プレハブ造2階建	33.28	66.56	平成9年3月
第3分団第3部	草加市小山二丁目10番8号	鉄骨造2階建	30.84	61.67	昭和52年9月
第4分団第1部	草加市八幡町41番地	鉄骨造2階建	29.38	58.76	昭和61年2月
第4分団第2部	草加市旭町六丁目12番4号	鉄骨造2階建	28.35	56.70	昭和59年3月
第4分団第3部	草加市清門三丁目39番地1	軽量鉄骨造2階建	33.28	66.56	平成12年2月
第5分団第1部	草加市青柳七丁目27番10号	鉄骨造平屋建	69.90	69.90	平成19年3月
第5分団第2部	草加市柿木町450番地	軽量鉄骨造平屋建	67.49	67.49	平成14年1月
		計	479.42	835.46	

八潮市消防団

分団名	所在地	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	開署(所)・設置年月日
第1分団第1部	八潮市大字八條411番地1	軽量鉄骨トタン葺平屋	32.83	32.83	平成16年12月27日
第1分団第2部	八潮市大字八條3621番地3	鉄骨トタン葺2階	25.87	51.73	昭和62年3月31日
第1分団第3部	八潮市大字八條2638番地5	鉄骨トタン葺2階	18.70	37.40	平成4年3月23日
第1分団第4部	八潮市大字鶴ヶ曽根1907番地4	軽量鉄骨トタン葺平屋	33.77	33.77	昭和54年2月12日
第1分団第5部	八潮市緑町二丁目1番地11	鉄骨鋼折板葺2階	18.70	37.40	平成6年3月24日
第1分団第6部	八潮市大字伊草288番地2	軽量鉄骨トタン葺平屋	33.47	33.47	昭和55年1月21日
第2分団第1部	八潮市大字二丁目207番地	鉄骨鋼折板葺2階	25.86	51.72	平成5年3月25日
第2分団第2部	八潮市大字二丁目1238番地1	軽量鉄骨トタン葺平屋	19.44	19.44	昭和57年7月30日
第2分団第3部	八潮市大字南川崎823番地3	鉄骨トタン葺2階	25.52	51.04	平成8年9月17日
第2分団第4部	八潮市大字大瀬49番地1	鉄骨トタン葺2階	25.86	51.72	昭和62年10月5日
第2分団第5部	八潮市大字古新田1061番地	軽量鉄骨トタン葺平屋	17.06	17.06	昭和50年12月12日
		詰所木造平屋	23.71	23.71	平成1年12月21日
第2分団第6部	八潮市八潮一丁目22番地8	鉄骨トタン葺2階	25.74	51.48	昭和57年3月26日
第2分団第7部	八潮市大字塙125番地1	軽量鉄骨造平屋	24.70	24.70	平成19年3月26日
第3分団第1部	八潮市八潮七丁目9番地15	軽量鉄骨トタン葺平屋	34.10	34.10	昭和56年11月5日
第3分団第2部	八潮市八潮六丁目1番地10	軽量鉄骨トタン葺平屋	33.47	33.47	昭和55年1月22日
第3分団第3部	八潮市大字大曾根494番地	鉄骨トタン葺2階	25.87	51.73	昭和60年11月25日
第3分団第4部	八潮市大字浮塚450番地1	軽量鉄骨トタン葺平屋	37.43	37.43	昭和56年3月28日
第3分団第5部	八潮市大字西袋58番地1	軽量鉄骨トタン葺平屋	18.63	18.63	昭和52年3月29日
		詰所木造平屋	29.81	29.81	平成3年3月25日
第3分団第6部	八潮市大字南後谷763番地	鉄骨トタン葺2階	18.02	36.04	昭和63年12月20日
		計	548.55	758.68	

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

消防団車両一覧

草加市

番号	分団名	車両の種類	ナンバー
1	第1分団第1部	可搬ポンプ積載車	春日部831ほ119
2	第1分団第2部	ポンプ自動車	春日部830み119
3	第1分団第3部	ポンプ自動車	春日部830ら119
4	第2分団第1部	ポンプ自動車	春日部800さ1980
5	第2分団第2部	可搬ポンプ積載車	春日部831ね119
6	第2分団第3部	可搬ポンプ積載車	春日部831に119
7	第3分団第1部	ポンプ自動車	春日部832そ119
8	第3分団第2部	ポンプ自動車	春日部832な119
9	第3分団第3部	ポンプ自動車	春日部830い119
10	第4分団第1部	ポンプ自動車	春日部830そ119
11	第4分団第2部	ポンプ自動車	春日部830ぬ119
12	第4分団第3部	可搬ポンプ積載車	春日部831ひ119
13	第5分団第1部	ポンプ自動車	春日部830ち119
14	第5分団第2部	ポンプ自動車	春日部830ろ119

八潮市

番号	分団名	車両の種類	ナンバー
1	第1分団第1部	可搬ポンプ積載車	春日部830と840
2	第1分団第2部	ポンプ自動車	春日部830さ840
3	第1分団第3部	可搬ポンプ積載車	春日部830い840
4	第1分団第4部	可搬ポンプ積載車	春日部830は840
5	第1分団第5部	可搬ポンプ積載車	春日部830ま840
6	第1分団第6部	可搬ポンプ積載車	春日部830ふ840
7	第2分団第1部	可搬ポンプ積載車	春日部830ぬ840
8	第2分団第2部	可搬ポンプ積載車	春日部830ま840
9	第2分団第3部	可搬ポンプ積載車	春日部830の840
10	第2分団第4部	ポンプ自動車	春日部830た840
11	第2分団第5部	可搬ポンプ積載車	春日部830て840
12	第2分団第6部	ポンプ自動車	春日部800す6748
13	第2分団第7部	可搬ポンプ積載車	春日部830さ207
14	第3分団第1部	可搬ポンプ積載車	春日部800す4647
15	第3分団第2部	可搬ポンプ積載車	春日部830み840
16	第3分団第3部	ポンプ自動車	春日部800す7287
17	第3分団第4部	可搬ポンプ積載車	春日部800す4648
18	第3分団第5部	可搬ポンプ積載車	春日部830な840
19	第3分団第6部	可搬ポンプ積載車	春日部830つ840

(4) 債務の取扱い

広域化前の債務は各市がそれぞれ負担し、広域化後の債務は広域消防組織において負担する。

なお、広域化後の債務は、経費の負担方法の割合で各市が負担する。

《平成25年度末消防債残高》

	市債現在高	消防債現在高	消防債の割合
草加市	55,523,840 千円	630,168 千円	1.13 %
八潮市	29,295,180 千円	1,328,314 千円	4.53 %

広域化前の債務は、各市の財政状況などを勘案し地方債を借り入れたものであり、広域消防組織で償還事務を行うためには、各市の全ての消防債を財務会計システムに再度入力しなければならず効率的でない。したがって、広域化前の債務は、各市で取り扱うこととした。

広域化後は、新たな車両更新等の費用を地方債を活用して更新することが想定されるため、車両更新計画に基づき整備を実施する広域消防組織で取り扱うこととした。

6 消防団との連携確保

(1) 消防団との協力体制

広域化後における消防団との平常時の協力体制は、常備消防と消防団が研修や訓練を通じて現在の協力体制を維持するものとする。

《消防団の現況》

平成26年4月1日現在

項目	草加市	八潮市
埼玉県消防協会ブロック	第1ブロック	第4ブロック
埼玉県消防協会支部	草加支部	越谷支部
団名	草加市消防団	八潮市消防団
組織	1本部5分団14部	1本部3分団19部
実員数（定数）	218（230）	231（237）
うち女性	11	11
消防団機械器具置場数	13	19
消防車両	消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付積載車	10 4 4 15
平均年齢	48.9	40.3
消防団事務の所管	消防本部総務課	消防本部総務課

(2) 消防団との災害時の連携

災害時の連携（災害連絡方法及び災害現場での連携）は、現行どおり万全な体制を維持するものとする。

なお、市境付近では、常備消防の出動区域が広域化前と変わる地域があることから、消防団と常備消防の連携が混乱しないよう事前の周知を徹底する。

7 防災・国民保護部局との連携確保

(1) 平常時における防災部局との連携

広域化後の防災会議及び国民保護協議会委員は消防長とし、現状と同様に防災部局との緊密な連携を図るものとする。

防災会議は地域防災計画の諮問を行う機関であり、各市の防災にとって重要な位置付けとなることから、消防長を充てることが適当である。

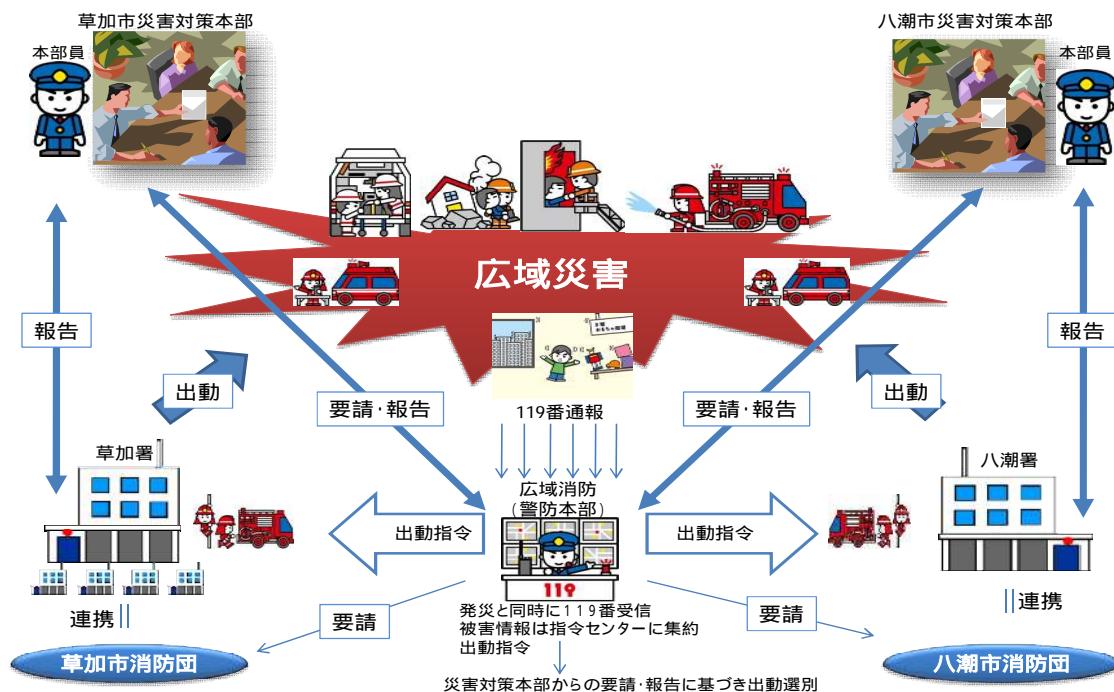
国民保護協議会についても、防災会議と同様の理由から消防長を充てすることが適当である。

(2) 災害対策本部との連携

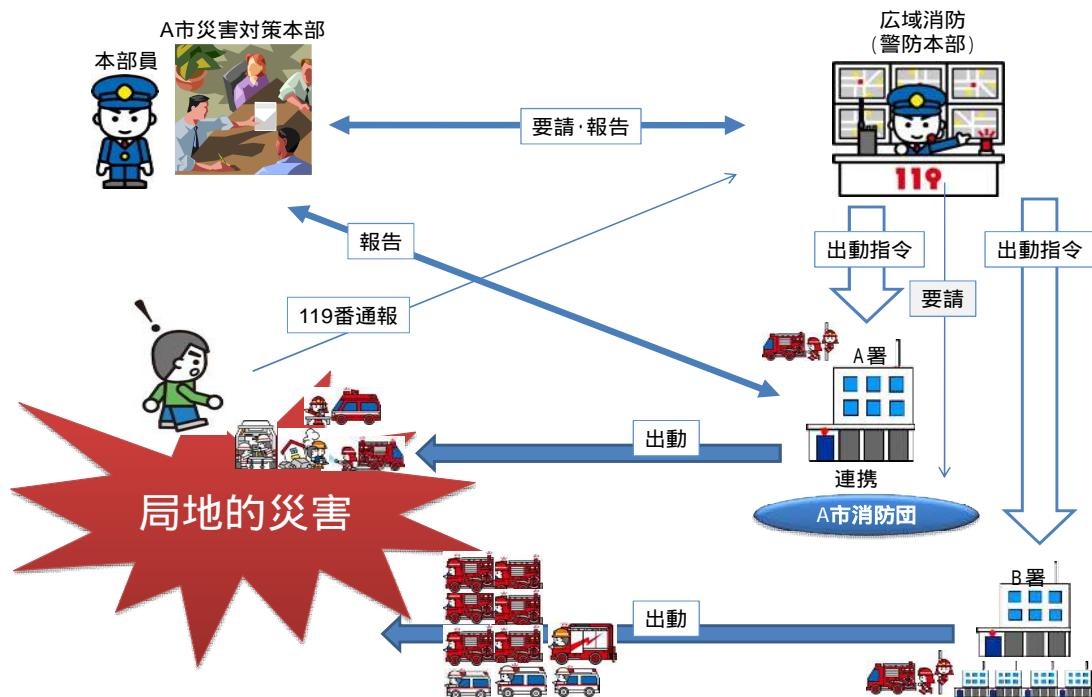
災害対策本部との連携は、現在と同様の緊密な連携を維持する。両市の災害対策本部には、消防長又は消防長が指名する消防吏員を本部員として派遣する。

《災害時の伝達系統イメージ》

広域的災害（草加市・八潮市ともに被害を受けている場合）



局地的災害（どちらか一方の市が甚大な被害を受けている場合）



大規模災害が発生した場合における、消防本部と各市の災害対策本部との具体的な連携策として、消防本部（消防署）から各市災害対策本部へ消防吏員を派遣する。

災害対策本部は、関係する部局や機関も多岐にわたることから、消防吏員を本部員として派遣する場合であっても、相当の権限を有する吏員を派遣する。

8 消防協力団体との連携確保

消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行う。

《消防協力団体一覧》

団体名	事務担当	目的 (事業内容)	構成員	予算措置 H25年度 (千円)	発足年月
草加市消防本部	草加市防火協会	予防課	事業所等の防火管理の徹底、危険物の安全管理、火災予防の推進	市内286事業所	なし 昭和41年6月
	草加八潮LPG消防協力隊	予防課	草加八潮市内のLPガス取扱者により組織した消防協力隊で、火災発生時に消防機関と協力してLPGの事故処理を行う。	草加市八潮市29事業所 (草加市内18か所)	なし 昭和43年4月
	草加市消防本部 火災予防支援アドバイザー	予防課	住宅用火災警報器の普及及び広報活動、火災予防に関する情報の提供及び意見の収集	44名(町会・自治会役員)	100 平成22年9月
	草加市幼年消防クラブ	予防課	防火事業への協力	市内6幼稚園 約1433名	なし 平成3年
	草加市少年消防クラブ	予防課	火災予防キャンペーン、始式での演奏など各種防火事業への協力	市内2小学校 31名	340 草加小 昭和43年4月 高砂小 平成24年4月
	草加市消防本部 災害時支援ボランティア	消防防災課	震災における消防活動支援 市民防災訓練の参加、防災講演会の企画、運営及び参加	ボランティア登録者 80名	なし 平成20年1月
	草加市防災土の会	消防防災課	防災力の向上のための啓発活動及び災害時の自治体やボランティアとの協	49名	なし 平成20年1月
八潮市消防本部	八潮市防火安全協会	予防課	防火管理、危険物安全管理、火災予防の推進	市内275事業所	なし 危険物安全協会(昭和45年)と防火協会(昭和54年発足)が平成13年5月に統合
	草加八潮LPG消防協力隊	予防課	火災発生時に消防機関と協力してLPGの事故処理を行う	草加市八潮市29事業所 (八潮市内11か所)	なし 昭和43年4月
	八潮市少年救急クラブ	警防課	事故等を予防する方法や救急に関する正しい知識及び技術の普及	市内在住の小学生、八潮市子供育成会 29名	なし 昭和62年4月

9 補助金

(1) 広域化後に新たな補助制度を設ける場合

広域化後、新たに補助制度を設ける場合は、原則として広域消防の管轄全域を対象とする。

(2) 広域化前の消防本部で所管する補助金

広域化前の草加市消防本部で所管している補助金で、広域化時も引き続き広域消防組織で所管するものについては、原則として草加市の区域のみを対象とする。

(3) 広域化後の補助金の在り方

補助金は、その効果や社会情勢を踏まえ、3年ごとに見直しを行うものとする。

《消防本部所管補助金一覧》

補助金名称	目的	施行日	補助対象	H25 予算額 (千円)	効果	補助制度の有無	
						草加消防	八潮消防
草加市 AED 設置補助金	A E D の設置推進	H21.5	認可幼稚園・保育園	150	対象施設 28 補助設置 16 (補助制度前に設置 8)		
草加市住宅用火災警報器設置補助金	災害弱者に対する住宅用火災警報器の設置普及	H20.6	聴覚障害者世帯に対する設置費用の補助	145	対象世帯 323世帯 設置世帯 117世帯		

消防広域化の検討体制と経過

1 検討体制

草加市及び八潮市の消防広域化を検討するに当たり、両市では任意の協議会「草加市及び八潮市消防広域化協議会（以下「協議会」といいます。）」を設置しました。



両市の消防体制は、これまでの長い歴史の中で培われた体制であり、異なる部分も多く、単純に比較検討することが困難であったため、協議会の諮問機関として幹事会を設置するとともに、関係課長の協議の場として専門部会、実務担当者による調査研究として作業グループを設置する中で、慎重に協議を進めてきました。

《協議会の概要》

1 名称	草加市及び八潮市消防広域化協議会	
2 設置目的	消防の体制の整備及び確立を図るため、消防の広域化に関する協議を行うことを目的とする。	
3 参画市	草加市 八潮市	
4 設置年月日	平成 25 年 4 月 1 日	
5 主な事務	(1) 消防広域化に係る調査研究に関する事項 (2) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 34 条の規定に基づく広域消防運営計画の作成に関する事項 (3) その他消防広域化に関し必要な事項	
6 委員構成	市長/埼玉県東部地域振興センター所長/消防長/消防団長 計 7 名	
7 諮問機関等	幹事会	協議会への報告・協議事項の提案 委員構成 副市長/企画担当部長/人事担当部長/消防長 埼玉県危機管理防災部消防防災課長 市民代表者 計 11 名
	専門部会	協議事項等の確認・両市間における細部の調整 委員構成 消防本部次長・課長・消防署長・市長部局課長 計 17 名
	作業グループ	実務担当者間における協議事項の刷り合わせ 委員構成 消防本部、市長部局の職員 (1) 総務グループ 6 名 (2) 財政施設グループ 7 名 (3) 消防実務グループ 9 名 (4) 移行準備検討グループ 6 名 計 28 名
	事務局	協議会全体の調整・関係機関との調整 草加市消防本部総務課庶務企画係内に設置 事務局担当 3 名

2 検討 経過

平成 18 年 6 月	消防組織法の一部改正 国に対しては消防広域化基本指針を定めることを位置付け、都道府県に対して広域化推進計画策定することとされた。								
平成 20 年 3 月	埼玉県計画の策定 埼玉県内を 7 ブロックに分けた県の推進計画が策定された。 草加市・八潮市は越谷市・三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の枠組みである第 6 ブロックに位置付けられた。								
平成 22 年度	第 6 ブロック勉強会立上げ 広域化の「検討」ではなく「勉強」を目的とした会を立ち上げ。 草加市及び八潮市も参加。								
平成 23 年度	第 6 ブロック勉強会の方向性確認 構成市の消防長を集めた会議で今後の方向性を確認。各自治体の足並みが揃わないことから休止すべきではないかとの意見も出たが、今後も勉強会は継続することで決議。								
平成 24 年 8 月 22 日	広域化の打診 埼玉県職員が八潮市長、草加市長の下を順に訪問。両市の消防広域化への打診が行われた。								
平成 25 年 3 月 28 日	広域化協議会規約制定 草加市及び八潮市消防広域化協議会規約を両市長の合意の下制定。 施行日：平成 25 年 4 月 1 日								
平成 25 年 4 月 1 日	広域化協議会設置 草加市及び八潮市消防広域化協議会を設置。 国基本指針一部改正 広域化期限が平成 30 年 4 月 1 日まで延長。 県広域化推進計画も国の動きに合わせて改正。								
平成 26 年 2 月 5 日	消防広域化重点地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定日 : 平成 26 年 2 月 5 日 (2) 指定者 : 埼玉県知事 (3) 指定された地域 : 草加市及び八潮市 (4) 指定の効果 : 平成 26 年度以後、消防広域化に対する支援策は重点化地域に指定された地域へ重点化される。 								
平成 27 年 1 月 30 日	広域消防運営計画に係る協議終了及び消防広域化合意書の締結式 <ul style="list-style-type: none"> (1) これまでの会議開催状況 <table> <tr> <td>協議会</td> <td>: 11 回</td> </tr> <tr> <td>幹事会</td> <td>: 8 回</td> </tr> <tr> <td>専門部会</td> <td>: 21 回 [分科会 8 回含む]</td> </tr> <tr> <td>作業グループ</td> <td>: 49 回</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">〔 全体 1 回、総務 12 回、財政施設 11 回、 消防実務 9 回、移行準備検討 16 回 全 89 回〕</p> (2) 検討経過 <p>協議事項 127 項目中、重要事項 41 項目含む 116 項目の協議終了。協議中の残り 11 項目のうち 10 項目（消防の実務的項目）は、平成 26 年度中に協議を終了する予定。</p> <p>また、広域化までの間に、消防事務の共同処理に関する事項など新たに協議が必要となる案件や残りの協議項目については、「（仮称）草加市八潮市広域消防推進委員会」を設置し、継続して協議を行う。</p> 	協議会	: 11 回	幹事会	: 8 回	専門部会	: 21 回 [分科会 8 回含む]	作業グループ	: 49 回
協議会	: 11 回								
幹事会	: 8 回								
専門部会	: 21 回 [分科会 8 回含む]								
作業グループ	: 49 回								

3 消防広域化に向けた今後の予定

		一部事務組合設立	新消防通信指令台
H27	1月		
	2月	規約議議會上程 法定上の協議	整備期間
	3月		
	4月	許可申請	
	5月	県知事許可日	
	6月		業務システム等導入作業 習熟訓練期間
	7月		
	8月		
	9月		
	10月	10月1日 一部事務組合設置 (消防事務の共同処理以外)	119番通報受信切替工事
	11月		
	12月	2市及び組合で構成する(仮称)草加八潮消防組合運営委員会を設置し、構成市と組合の連携を密にする	
H28	1月		運用開始
	2月	一部事務組合議会 (この期間内のいずれかで開催) 『議案』 ・平成28年度予算案 ・消防広域化に必要な条例案等	
	3月		
	4月	4月1日 消防事務共同処理開始 (職員の身分移動等を実施し、実質的な消防の広域化を開始)	
	5月		
	6月		